

# ロシア極東の経済特区における 企業活動に関する基礎的分析

ERINA 調査研究部部長・主任研究員 新井洋史

ERINA 調査研究部研究主任 志田仁完

## 要旨

本稿の目的は、「先行発展区」と「ウラジオストク自由港」という極東ロシアにおける2つの特区制度の現状を把握し、制度活用の特徴を整理したうえで、その有効性に関して予備的考察を行うことにある。筆者らは特区入居企業の登録データの子細な分析とともに、特区退出企業の事例分析という2つのアプローチを用いて、進出と退出の両面から特区制度の現状に接近しようとする。分析の結果は、他制度とは異なり、入居企業の地理的な分布、産業部門の構成、企業形態などの面で極東特区には多様性があること、また、その企業入居実績は、他制度に遅れをとるものではないことを示している。これらの肯定的な側面は制度設立の本来の目的である極東地域開発に資する可能性がある。しかし、制度実施主体が入居企業に負うべきインフラ整備などの責務が十分に果たされないために企業が退出を決断する事例や、契約の不履行や解除をめぐる裁判で、企業側が不利益を被る事例も見受けられるなど、改善の余地もある。

キーワード：ロシア、極東ロシア、経済特区、地域開発、先行発展区、ウラジオストク自由港

JEL classification: O14, O22, O25, L52, L16, M32

## 1. はじめに

2015年に極東地域に導入された「先行(社会経済)発展区」(Territoriia sotsial'no-ekonomicheskogo operezhauschego razvitiia。以下、TORと表記)と「ウラジオストク自由港」(Svobodnyi port Vladivostok。以下、SPVと表記)という2つの特区制度は、2019年の後半に5年目を迎える。2019年9月現在、TORには425社、SPVには1523社の企業が入居した(極東開発公社ウェブサイト、2019年9月19日アクセス)。本稿では、この2つの特区制度を「極東特区」として分析の対象とする。

特区を管理する「極東開発公社」(Korporatsiia razvitiia Dal'nego Vostoka)の機関誌の最新号(KRDV, 2019)によれば、200社以上の入居企業(レジデント)がすでに稼働し、生産段階に入っている。また、過去4年間に、レジデントは4千億ルーブルの投資を行い、2万2千人の雇用を生み出した。レジデントとの契約が実現すれば、2.9兆ルーブルにおよぶ投

資が行われ、12万人もの雇用が生み出されることが期待される。また、ユーリ・トルトネフ副首相兼極東連邦管区大統領全権代表は、2019年8月末に開催した極東への投資問題に関する会議において、何らかの国家支援を受けた投資プロジェクトが1814件あり、契約投資額は3.9兆ルーブルであると述べている。また、すでに稼働中の新しい企業は242社あり、総投資額は6120億ルーブルである、と述べた<sup>1</sup>。トルトネフ副首相の発言は、特区のレジデントだけを対象にしているわけではないので、大きな数字となっているが、これらの情報は、極東開発政策に着実に成果が積みあがっていることを強調するものである。

制度の実施主体側がその利点や実績をアピールする一方で、特区制度という手法自体の有効性について、批判的な見方も少なくない。ロシアでは、極東特区制度の導入以前の2005年に特区法が制定され、4種類の「特別経済区」(Osobyie ekonomicheskie zony。以下、OEZと表記)が設立可能になった<sup>2</sup>。この特区法の成立以降、2016年までに36のOEZが設

置され、この内、11カ所が閉鎖された。沿海地方やハバロフスク地方においても、OEZが設置された。しかし、設置後3年間に1件も投資案件が無かったため、特区法の規定に従い、閉鎖されたのである(Osipov, 2018)。そして、2017年以降は新しいOEZは設置されていない。Popov (2019)は、OEZは、投資活動の促進による地域経済成長の実現という新しい方法として導入されたが、過去10年間に、その期待に応える制度になっていない、と評価している。ロシア連邦会計監査院は、2016年のOEZ事業の成果を評価し、いくつかの特区は経済的な効果がないにもかかわらず、国家予算を非効率的に使っている、と結論付けた(Kononalvova et al., 2018)。このような制度状況を踏まえて、2012年には、収益性、回収期間、環境リスクなどに基づくより厳格な基準がOEZの設立に付与された。Osipov (2018)は、ロシアの特区制度は、GDPへのレジデントの貢献度が小さいこと(0.17%)、雇用創出コストが大きすぎる点、インフラの建設が遅いことといった問題があり、このことが投資

<sup>1</sup> 極東・北極地域開発省、2019年8月28日付プレスリリース：<http://www.dfo.gov.ru/trutnev/3533/>。

<sup>2</sup> 「特別経済区」(OEZ)に関しては、服部(2011:2015)を参照。

効率を引き下げる要因になっている、と述べている。

以上のような問題は、極東特区の成果を分析・評価し、その問題を検討する際にも重要な視点となる。ただし、地域経済にもたらす特区制度の貢献や制度の効率性の評価には、さらに10-15年といった長期の期間が必要である(Stetsiuk, 2019)。そこで、本稿では、他の特区制度(OEZや単一産業都市における特区)も参考・比較しながら、制度導入からおよそ4年を経た極東特区の現状ならびにレジデントの特性や運用上の特徴を明らかにしていく。それを踏まえて、この短期間に特区から撤退した企業に焦点を当て、特区の問題についても検討していく。

## 2. 極東特区の制度発展と対象地域の拡大

極東特区制度を利用する企業の活動状況を概観するに先立ち、制度の基本的枠組みと制度発足後の展開や変更点をおさらいしておきたい。

### (1) 特区制度の基本的枠組み

ロシア政府は、2015年以降、経済特区制度を用いた「投資誘致型」の開発政策を極東で展開している。極東特区制度はTORとSPVの2種類が用意されている。制度の基本的な枠組みを簡単に示すと、両制度ともに、特区域内において規制を緩和し、税制上の優遇措置を提供することで、民間企業や個人事業主に対して極東地域で事業と投資のインセンティブを与えるというものである。

具体的な優遇措置は以下の通りである<sup>3</sup>。TORの優遇措置は、利潤税が最初の5年間に於いて免税、続く5年間に於いて12%であり、土地税および資産税が最初の5年間に於いて免税、続く5年間に於いて2.2%以下の軽減税率、統一社会税(社会保険料)が7.6%まで減免(通常は30%)である。SPVも、基本的にはTORと同様の優遇措置をとるが、土地税が最

初の3年間のみ免税、資産税が最初の5年間に於いて免税であり続く5年間に於いて0.5%の軽減税率、という点で異なる。これらの金銭的な優遇措置に加えて、割り当てなしの外国人労働者の雇用(比率はTOR監督会が設定)、検査期間の短縮化、投資家向け窓口の一本化、保税区域制度の適応、レジデントへの法的支援(裁判)といった規制緩和や手続きの簡素化に関わる措置が取られる。さらに、TORでは土地の提供とインフラの整備、SPVでは入札なしの土地の賃貸といった支援策も行われる。

入居資格は、TORでは必要最低投資額が50万ルーブル、SPVでは3年間で500万ルーブルである。TORにおいて許可される事業活動は、各TOR設立の政府決定において規定される種類に対応しなければならない。一方で、SPVの場合、SPV監督会が禁止した種類の活動は実施できない、と規定されている。その他、企業の契約(入居手続き等)に関連する法規の詳細を、本稿末尾の付録に整理した。

なお、極東特区制度に関しては、我が国における一般的な言葉遣いとは異なる用語が用いられている点に注意しておく。これらの用語は和訳時に直訳あるいは意識されることにより、様々な表現となっている。本稿では、基本的ないくつかの用語について、統一的に表記することとする。まず、特区において優遇措置を得る地位を得て活動している企業を「レジデント(resident)」と表記する。直訳すると「入居者」となるが、現実には区域外から区域内に移転することなく、レジデントの資格を得る企業が多数あるため、入居という表現を避けるものである。また、レジデントとなるにあたり管理会社(極東開発公社)と交わす契約書(Soglashenie ob osushchestvlenii deiatel'nosti)は直訳すると「事業実施契約」となるが、本稿では「特区事業契約」と表記する。全レジデントを一元的に管理する台帳を「レジデント台帳(reestr rezidentov)」とする。本稿ではこのレジデント台帳の情報を大い

に活用している。

### (2) 特区に関する法制度の改正

TORに関する連邦法(2014年12月29日付第473号連邦法。以下、TOR法と表記)は、2019年8月末現在に至るまで、9回にわたって改正されている<sup>4</sup>。その主な改正点は以下の通りである。

2015年7月13日付第213号連邦法では、管理会社が法廷においてレジデントの利益を代理し、保護する、またレジデントの権利や利害に関して行政法などに起因する問題について提訴する権利を有することが規定された(第8条)。また、2016年1月1日以降において、閉鎖都市(ZATO)にもTORを設立できるようになった(第35条)。

2016年7月3日付第252号連邦法では、「単一産業の都市」(monoprofil'nye munitsipal'nye obrazovaniia。以下、モノゴードと表記)におけるTOR設立に関連して第34条などが改訂された。同条では、モノゴードTOR設立の決定は、政府が規定した基準に基づいて採択され、モノゴード領域における現行の優遇制度を考慮した上で、その創設の合目的性の根拠を示さなければならない旨が規定された。また、第35条では、上述の改訂を踏まえたモノゴードTORは2017年1月1日以降に設立できるようになった。また、極東のTORと同様に、各モノゴードにおけるTOR設立も個々の政府決定によって規定される。モノゴードTORも極東TORと同じ連邦法に依拠している点に注意しなければならない。

2017年12月5日付第371号連邦法では、TOR設立に関する第3条において、閉鎖都市とモノゴードにおけるTOR設立に関する詳細規定が追加された。

2017年12月31日付第486号連邦法では、国家支援に関わる第33条において、極東発展に関係する機関が、シンジケートローンの参加者になることができると規定された。

2019年7月26日付第254号連邦法では、

<sup>3</sup> 筆者らは、新井・斎藤(2016)や新井・志田(2018)において制度の詳細を解説している。

<sup>4</sup> 2015年7月13日付第213号、2016年7月3日付第250号および第252号、2017年12月5日付第371号、2017年12月29日付第455号、2017年12月31日付第486号、2018年8月3日付第341号、2018年12月27日付第528号、2019年7月26日付第254号の連邦法。

第3条のTOR設立に関する規定に多くの改訂が加えられている。例えば、保税区の通関手続きがロシアの連邦法とユーラシア経済連合の法制に従うこと、TORの設立や領域の変更(水域を含む)についての提案が所管連邦機関<sup>5</sup>と安全保障・警備・国防・環境保全・運輸などを所管する連邦機関との間で合意され、政府に提出されること、TOR領域の境界の記載に関する手続き、TOR設立の合意による税制上の優遇措置の付与の条件、連邦構成主体や自治体によるインフラの建設や再建への財政支援の実施方法が規定された。一方で、事業活動に関する法制上の特例を規定した第17条では、これらの特例が石油・天然ガス・ガスコンデンサートを採掘する企業や、保険業、債務整理業、有価証券を専門的に扱う企業や非国家年金基金には適応されないことが明記された。第24条の国家監督に関しても改正が行われている。さらに、第33条の国家支援に関しては、国家が極東連邦管区におけるその実現に参加している、国家コーポレーションや国営企業の投資プログラムと発展計画は、国家プログラムと連邦特定目的プログラムの実施を調整する機能を極東連邦管区で実施している所管の連邦機関との間で合意される、ということが規定された。

TOR法自体の改正以外に、2019年1月10日にチュコト自治管区において「ベリノゴフスキー」TORを拡大・改称する形で「チュコト」が設立されたことに加えて、2019年6月14日付第760号政府決定「ブリーヤチヤ先行社会経済発展区の設立について」、および2019年7月31日付第988号政府決定「ザバイカリエ先行社会経済発展区の設立について」によって、ブリーヤート共和国とザバイカル地方という極東連邦管区に新たに編入された連邦構成主体に、新しいTORが設立されることが決定された。その結果、極東には現在、合計で20のTORが存在している。

SPVに関する連邦法(2015年7月13日付第212号連邦法。以下、SPV法と表記)

も9回にわたって改訂されている<sup>6</sup>。SPV法の一部はTOR法と同時に改訂されている。重複しない特筆すべき点は以下の点である。

2016年7月3日付第250号連邦法では、SPV制度の適用地域が、沿海地方から他の地域に拡張された(第2条、第4条)。拡張地域として対象となったのは、カムチャツカ地方、ハバロフスク地方、サハリン州、チュコト自治管区の特定の地域である(後掲の表2を参照)。対象地域は、2017年7月1日付第138号および2018年7月3日付181号の連邦法によってさらに拡大された。

以上のTORおよびSPVの他に、2018年8月3日付第291号連邦法「カリニングラード州および沿海地方域内における特別行政区について」によって、沿海地方のルースキー島に特別行政区が設立された。これは、税制や金融の面でより柔軟な制度運用がなされるオフショア地域であり、そこに登録した企業は「国際企業」のステータスが付与される。

### (3) 特区制度の抱える問題点

極東の特区制度の定着に伴い、その矛盾や運用上の不具合も明らかになってきた。例えば、Sevastianov et al (2018)は、以下のような問題を指摘している。

- 保税区制度の導入に必要な手続きが煩雑であり、設備導入のコストも大きい。
  - 申請に求められるすべての要件を満たす書類の作成が難しく、極東開発公社の審査の際に、たびたび申請者に差し戻されることがある。結果、コンサルティング業や法律相談への需要が増えたが、申請書作成コストの増大は、中小企業等にとって大きな負担になり、参入障壁となる。
  - 特区の優遇制度は、レジデント自身の競争力や収益性を高めるが、部門全体の発展に寄与しない。看板を変えただけの既存企業がレジデントになる事例が多数あり、不公平な市場競争を非レジデントに強いる結果となる。
- こうした問題点については、筆者らが

2018年8月に、特区のレジデントやそれを支援する協会関係者などを対象にヒアリング調査を行った際にも確認している。これらの指摘を踏まえて、以下では、現状把握を試みる。

## 3. 極東地域の特区制度の活用状況

本節では、極東特区の制度施行から2019年6月30日までの期間における企業(法人および個人事業主)によるTORとSPVの活用状況を概観する。この際に、極東開発公社がウェブ上で公開しているレジデント台帳(アクセス:2019年7月17日)を参照する。

### (1) レジデント数の推移

表1は、四半期別のレジデント数と年別の累積レジデント数の推移を示している。TORでは、制度が導入された2015年6月から4年間でレジデント数が386社に増加した。しかし、四半期別のレジデント登録数は、2018年Q3の43社をピークに伸び悩んでおり、2019年Q1-Q2には前年同期のほぼ半分にとどまっている。一方で、SPVの累積レジデント数は、制度開始の2015年10月から3年半強の間に、TORの4倍近い1322社へと増加した。SPVの四半期別のレジデント登録数は2018年Q2の191社が最も多く、最近のレジデント登録数の推移には、TORほどではないが、鈍化傾向が見られる。

次に、極東の特区制度の活用状況を他の制度との比較において見ておく。図1は、各特区の第1号レジデントの入居日(レジデント台帳への登録日)から最長16四半期=4年間を取り出し、レジデント数(撤退企業を含む)の推移を比較している。この4年間は、極東に最初の3つのTOR「ナデジンスカヤ」、「ハバロフスク」、「コムソモリスク」が設立されてから現在までのほぼ全ての期間をカバーしている。ここでは、極東特区の比較対象として、2005年以降にロシア各地で導入されたOEZと、モノゴー

<sup>5</sup> TOR法上の用語で、同制度を所管する行政機関。運用として、2015年3月28日付第287号政府決定により、極東開発省(現、極東・北極地域開発省)が指定されている。

<sup>6</sup> 2016年7月3日付第250号および第252号、2016年7月3日付第373号、2017年3月7日付28号、2017年7月1日付第138号、2017年10月30日付第306号、2017年12月29日付第455号、2018年7月3日付181号、2019年7月26日付第254号の各連邦法。

表1 極東経済特区のレジデント数の推移(社)

	TOR	SPV	Total
15Q3	1	-	1
15Q4	20	-	20
16Q1	18	15	33
16Q2	19	25	44
16Q3	29	54	83
16Q4	24	24	48
17Q1	10	41	51
17Q2	20	72	92
17Q3	39	89	128
17Q4	37	114	151
18Q1	31	138	169
18Q2	39	191	230
18Q3	43	149	192
18Q4	21	160	181
19Q1	15	104	119
19Q2	20	146	166
累積			
2015	21	0	21
2016	111	118	229
2017	217	434	651
2018	351	1072	1423
2019	386	1322	1708

出所：極東開発公社ウェブサイト、レジデント台帳：2019年7月17日  
 注：TOR：先行発展区、SPV：ウラジオストク自由港。2019年6月30日までに特区に登録（申請が承認された）したレジデントに関する集計値。

ラド TOR を取り上げる。図1は、SPV のレジデント数が他の特区制度に突出して、急速に増加していることを明らかに示している。また、TOR のレジデント数はOEZ を上回り、増加のテンポも速い。一方で、極東 TOR に遅れて設立されたモノゴラド TOR では、その設立初期にはレジデント数の増加は比較的緩慢であったが、3年目以降に増加ペースが速まった。その結果、極東 TOR のレジデント数はモノゴラド TOR を若干下回っている。

制度上の相違やその他の要因を無視した単純な比較では、レジデントの誘致という点において、極東特区制度は他の制度に必ずしも劣るものではないと言えよう。ただし、特区間におけるレジデント数の差や推移の違いは、特区の所在地域の地理的な範囲や設立箇所数による可能性がある点に注意する必要がある。TOR は、沿海地方の「ナデジンスカヤ」など3カ所が2015年6月25日付で設立されて以降の4年間で、18カ所設立されている（最新の2つの TOR「ブライヤーチャヤ」・「ザバイカリエ」を除く。また、2019年1月10日付で設立されたチュコト自治管区の「チュコト」は「ベリゴフスキー」が拡大・改称したものであるため1カ所とカウント）。SPV は、沿海地方、カムチャツカ地方、サハリン州、ハ

バロフスク地方、チュコト自治管区の5つの連邦構成主体・26の自治体に設立された。これに対して、現行 OEZ は20の連邦管区に23カ所、モノゴラド TOR は61の市・地区に設立されている。これらの地理的な要因を考慮すれば、極東 TOR のレジデント数がモノゴラド TOR よりも少ないとまでは評価できない。

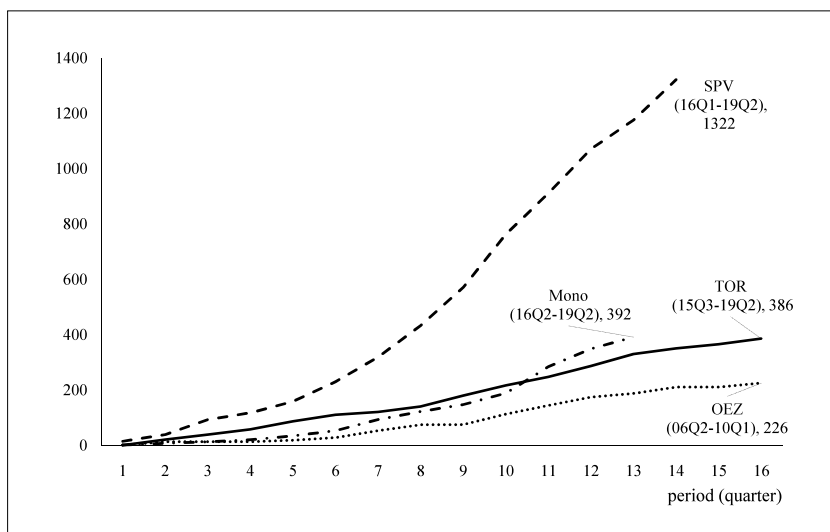
## (2) レジデントの地理的分布

以上のことに関連して、レジデントの地域分布を詳細に見ておく。表2に、TOR と SPV の設立地域別のレジデント数の内訳を示した。また、各 TOR 設立に関する政府決定の採択日と2019年6月30日現在までの期間（月数）、TOR と SPV 所在市・地区ごとの第1号レジデントの入居日と立法採択からの期間を一覧に示した。

表2(a) が示す通り、TOR で最もレジデント数が多いのは、カムチャツカ地方「カムチャツカ」（84社）であり、それに沿海地方「ナデジンスカヤ」（55社）、ハバロフスク地方「ハバロフスク」（42社）が続く。沿海地方、カムチャツカ地方、ハバロフスク地方の3地域には複数の TOR があり、地域別に合計すると、それぞれ95社、84社、77社のレジデントがいる。レジデント数が少ない TOR は、沿海地方「ネフテフミチエスキー」とサハリン州「クリール」であり、ともに1社しかレジデントがいない。TOR のレジデント数と設立期間は正比例の関係（相関係数は0.58）にある。TOR 設立から第1号レジデントの入居までの期間は、TOR ごとに大きな差はない。2017年以降に設立された2つの新しい TOR 沿海地方「ネフテフミチエスキー」とアムール州「スポボドヌイ」においても、設立決定から早い時期に、第1号レジデントが入居している。このような状況はそれぞれの TOR において第1号レジデント候補企業の準備状況に合わせる形で TOR 設立のプロセスが進められてきた可能性を示唆するものである。

一方で、SPV のレジデントは一地域に集中する地理的分布を示しており、入居企業が比較的地理的に均等に分布する TOR とは対照的である。表2(b) が示す通り、全体の70.6%にあたる933社が沿海地方ウラジオストク市で登録されている。これに大きく後れを取って続くのは、カムチャ

図1 制度導入初期の特区レジデント数：TOR、SPV、OEZ、モノゴラドTORの比較



出所：表1および経済発展省ウェブサイトのレジデント台帳に基づき作成

注：契約を解除したレジデントを含む数値。特区関連法の制定または第1号レジデントの入居から最長4年間のレジデント数の推移。TOR（先行発展区）に関しては、「ハバロフスク」TOR に第1号レジデントが入居した2015年9月30日から2019年6月30日現在までの4年間（16四半期）、SPV（ウラジオストク自由港）に関しては第1号レジデント（複数）が入居した2016年3月16日から2019年6月30日まで、OEZ（特別経済区）に関しては、トムスク市に設置された技術導入特別経済区に第1号レジデントが入居した2006年4月25日を起点とする4年間、Mono（モノゴラド TOR）に関しては、タタルスタン共和国・ナーベレジヌイェ・チェルヌイ市に第1号レジデントが入居した2016年5月16日から現在までの期間におけるレジデント数の推移を示している。

表2 TOR および SPV のレジデントの地域分布: 2019年6月30日現在<sup>1)</sup>

(a) TOR

TOR レジデント数:地域別	レジデント数:TOR 別 (構成比)		政府決定採択日(月数) <sup>2)</sup>		第1号の入居日(月数) <sup>3)</sup>			
沿海地方	95	ナデジジンスカヤ	55	14.2%	2015/06/25	(48)	2015/11/16	(4)
		ミハイロフスキー	18	4.7%	2015/08/21	(46)	2015/11/30	(3)
		ポリショイ・カメニ	21	5.4%	2016/01/28	(41)	2016/03/25	(1)
		ネフテヒミチェスキー	1	0.3%	2017/03/07	(27)	2017/09/08	(6)
カムチャツカ地方	84	カムチャツカ	84	21.8%	2015/08/28	(46)	2015/12/02	(3)
ハバロフスク地方	77	ハバロフスク	42	10.9%	2015/06/25	(48)	2015/10/01	(3)
		コムソモリスク	28	7.3%	2015/06/25	(48)	2015/09/30	(3)
		ニコラエフスク	7	1.8%	2017/04/19	(26)	2017/08/25	(4)
チュコト自治管区	42	(旧) ベリゴフスキー	39	10.1%	2015/08/21	(46)	2016/04/25	(8)
		チュコト	3	0.8%	2019/01/10	(5)	2019/05/23	(4)
サハ共和国 (ヤクーチア)	32	カンガラッスイ工業団地	19	4.9%	2015/08/21	(46)	2016/02/08	(5)
		ユジナヤ・ヤクーチア	13	3.4%	2016/12/28	(30)	2017/02/28	(2)
サハリン州	31	ユジナヤ	8	2.1%	2016/03/17	(39)	2016/07/01	(3)
		ゴルヌイ・ボズドフ	22	5.7%	2016/03/17	(39)	2016/09/02	(5)
		クリール	1	0.3%	2017/08/23	(22)	2018/02/20	(5)
アムール州	21	プリアムールスカヤ	8	2.1%	2015/08/21	(46)	2015/11/30	(3)
		ペロゴルスク	9	2.3%	2015/08/21	(46)	2015/11/16	(2)
		スボボドヌイ	4	1.0%	2017/06/03	(24)	2017/10/10	(4)
ユダヤ自治州	4	アムール・ヒンガンスカヤ	4	1.0%	2016/08/27	(34)	2016/11/25	(2)
合計	386							

(b) SPV

SPV レジデント数:地域別	レジデント数:市・地区別 (構成比)		政府決定採択日(月数) <sup>2)</sup>		第1号の入居日(月数) <sup>3)</sup>			
沿海地方	1144	ウラジオストク市	933	70.6%	2015/07/13	(47)	2016/03/16	(8)
		ウスリースク市	56	4.2%	2015/07/13	(47)	2016/03/16	(8)
		アルチョム市	48	3.6%	2015/07/13	(47)	2016/03/16	(8)
		ナホトカ市	47	3.6%	2015/07/13	(47)	2016/03/16	(8)
		ハンカ地区	13	1.0%	2015/07/13	(47)	2016/05/10	(9)
		ナデジジンスコエ地区	10	0.8%	2015/07/13	(47)	2016/08/30	(13)
		オクチャプリスキー地区	8	0.6%	2015/07/13	(47)	2016/08/25	(13)
		オリガ地区	6	0.5%	2015/07/13	(47)	2017/03/10	(19)
		シコトヴォ地区	6	0.5%	2015/07/13	(47)	2016/03/16	(8)
		ラゾ地区	4	0.3%	2016/07/03	(35)	2017/09/22	(14)
		パルチザンスク市	3	0.2%	2015/07/13	(47)	2017/07/18	(24)
		スノパツク・ダリヌイ市	3	0.2%	2015/07/13	(47)	2016/08/03	(12)
		パルチザンスク地区	3	0.2%	2015/07/13	(47)	2016/07/08	(11)
		ポグラニチヌイ地区	2	0.2%	2015/07/13	(47)	2016/09/01	(13)
ポリショイ・カメニ市	1	0.1%	2015/07/13	(47)	2016/08/24	(13)		
ハサン地区	1	0.1%	2015/07/13	(47)	2019/06/27	(47)		
カムチャツカ地方	121	ベトロパロフスク・カムチャツキー市	120	9.1%	2016/07/03	(35)	2017/01/31	(6)
		エリゾヴォ地区	1	0.1%	2016/07/03	(35)	2017/01/30	(6)
サハリン州	35	コルサコフ市	27	2.0%	2016/07/03	(35)	2017/01/25	(6)
		シャフチョルスク市	3	0.2%	2017/07/01	(23)	2018/03/28	(8)
		ウグレゴルスク地区	3	0.2%	2017/07/01	(23)	2019/03/29	(20)
		ウグレゴルスク市	2	0.2%	2017/07/01	(23)	2017/11/29	(4)
ハバロフスク地方	16	ワニノ地区	13	1.0%	2016/07/03	(35)	2016/12/06	(5)
		ソヴィエツカヤ・ガワニ市	2	0.2%	2018/07/03	(11)	2018/10/23	(3)
		ソヴィエツカヤ・ガワニ地区	1	0.1%	2018/07/03	(11)	2019/03/11	(8)
チュコト自治管区	6	ペベク市	6	0.5%	2016/07/03	(35)	2017/08/02	(12)
合計	1322							

出所: 極東開発公社ウェブサイト (2019年7月17日アクセス) で公開されている TOR・SPV に関するレジデント台帳および関連する連邦法に基づき筆者作成

注: 1) TOR: 先行発展区、SPV: ウラジオストク自由港。2019年6月30日までに特区に登録(申請が承認された)したレジデントに関する集計値。2) 決定の採択日から2019年6月30日までの月数。3) 決定の採択日から各 TOR または各地域の SPV に最初の企業が登録された日までの月数。

表3 OEZ およびモノゴラド TOR のレジデントの地域分布:2019年6月30日現在<sup>1)</sup>

(a) OEZ

特区名(種類) <sup>2)</sup>	地域	政府決定採択日(月数) <sup>3)</sup>	レジデント数 <sup>4)</sup>	4年以内の レジデント数 <sup>5)</sup>	特区入居第1号の日(月数) <sup>6)</sup>	
ドゥブナ(TD)	モスクワ州	2005/12/21	(162)	242	50	2006/08/04 (7)
トムスク市(TD)	トムスク州	2005/12/21	(162)	130	45	2006/04/25 (4)
テクノポリス・モスクワ(TD)	モスクワ市	2005/12/21	(162)	105	33	2006/07/08 (6)
サンクトペテルブルク(TD)	サンクトペテルブルク市	2005/12/21	(162)	101	35	2006/07/08 (6)
アラブガ(IP)	タタールスタン共和国	2005/12/21	(162)	94	9	2006/07/27 (7)
リベツク(IP)	リベツク州	2005/12/21	(162)	85	17	2006/06/23 (6)
イノポリス(TD)	タタールスタン共和国	2012/11/01	(79)	85	23	2015/11/05 (36)
ターコイズ・カトゥーン(TR)	アルタイ地方	2007/02/03	(148)	39	14	2008/07/31 (17)
ウリヤノフスク(L)	ウリヤノフスク州	2009/12/30	(114)	32	6	2011/08/05 (19)
トリヤッチ(IP)	サマラ州	2010/08/12	(106)	28	17	2011/09/08 (12)
北カフカス観光クラスター(TR)	カルチャイ・チェルケス共和国	2010/10/14	(104)	28	1	2013/12/20 (38)
バイカル・ヘブン(TR)	ブリヤート共和国	2007/02/03	(148)	19	9	2009/01/19 (23)
チタン・バレエ(IP)	スヴェルドロフスク州	2010/12/16	(102)	19	7	2011/12/30 (12)
カルーガ(IP)	カルーガ州	2012/12/18	(78)	17	9	2014/05/06 (16)
イストク(TD)	モスクワ州	2015/12/31	(41)	16	16	2016/09/02 (8)
モグリノ(IP)	プスコフ州	2012/07/19	(83)	13	5	2013/05/31 (10)
アルタイ・バレエ(TR)	アルタイ共和国	2007/02/03	(148)	12	9	2008/07/31 (17)
ストゥピノ・クアドラット(IP)	モスクワ州	2015/08/08	(46)	12	12	2016/06/16 (10)
ウズロヴァヤ(IP)	トゥーラ州	2016/04/14	(38)	12	32	2016/12/26 (8)
ロトス(IP)	アストラハン州	2014/11/18	(55)	11	8	2015/12/11 (12)
バイカル・ゲート(TR)	イルクーツク州	2007/02/03	(148)	7	0	2011/12/30 (58)
ザヴィドヴォ(TR)	トヴェリ州	2015/04/20	(50)	3	3	2018/03/22 (35)
北カフカス観光クラスター(TR)	チェチェン共和国	2013/10/03	(68)	1	1	2014/04/16 (6)
合計			1111	361		

(b) モノゴラド TOR: レジデント数上位20市

市	地域	政府決定採択日(月数) <sup>3)</sup>	レジデント数 <sup>4)</sup>	4年以内の レジデント数 <sup>5)</sup>	特区入居第1号の日(月数) <sup>6)</sup>
トリヤッチ市	タタールスタン共和国	2016/09/28	(33)	49	2017/01/30 (4)
ナーベレジヌイェ・チェルヌイ市	タタールスタン共和国	2016/01/28	(41)	45	2016/05/16 (3)
ノヴォクズネツク市	ケメロヴォ州	2018/03/16	(15)	31	2018/05/31 (2)
ウリエ・シビルスコエ市	イルクーツク州	2016/02/26	(40)	15	2016/08/25 (5)
グコヴォ市	ロストフ州	2016/01/28	(41)	13	2016/08/24 (6)
チュソヴォイ市	ペルミ地方	2017/03/23	(27)	12	2017/06/30 (3)
クメルタウ市	バシコルスタン共和国	2016/12/29	(30)	11	2017/04/18 (3)
チェレボヴェツ市	ヴォログダ州	2017/08/07	(22)	11	2017/12/13 (4)
グブキン市	ベルゴロト州	2018/03/16	(15)	10	2018/10/10 (6)
サラブル市	ウドムルト共和国	2017/09/29	(21)	9	2018/04/10 (6)
ベレベイ市	バシコルスタン共和国	2016/12/29	(30)	8	2017/06/01 (5)
ニジネカムスク市	タタールスタン共和国	2017/12/22	(18)	8	2018/05/30 (5)
アンジェロ・スジェンスク市	ケメロヴォ州	2016/09/19	(33)	7	2017/01/18 (3)
クラスノツリンスク市	スヴェルドロフスク州	2016/09/19	(33)	7	2017/03/13 (5)
ルザエフカ市	モルドヴィア共和国	2017/09/27	(21)	7	2017/12/13 (2)
ネヴィンノムイスク市	スタヴロポリ地方	2017/12/22	(18)	7	2018/03/06 (2)
キロフスク市	ムルマンスク州	2017/03/06	(27)	6	2017/09/11 (6)
カスピースク市	ダゲスタン共和国	2017/03/24	(27)	6	2017/12/21 (8)
ベトフスク市	サラトフ州	2017/09/27	(21)	6	2018/02/16 (4)
コトフスク市	タンボフ州	2017/12/22	(18)	6	2018/12/19 (11)
合計			274		

出所: 経済開発省ウェブサイト(2019年7月17日アクセス)で公開されているOEZ・モノゴラド TORに関するレジデント台帳および関連する連邦法に基づき筆者作成

注: 1) 2019年6月30日までに特区に登録(申請が承認された)したレジデントに関する集計値。レジデント数の順に整理。2) IP: 工業生産; TD: 技術導入; TR: 観光娯楽; L: ロジスティクス。3) 特区設置決定の制定日から2019年6月30日までの月数。4) 特区レジデントに掲載されている企業の数(撤退企業を含む)。5) 特区設置決定の制定日から4年以内に登録された企業数。モノゴラド TORに関しては、特区設置から4年未満であり、すべての企業が登録から4年以内であるため省略している。6) 各特区において最も古い企業の入居日(リストから削除された企業は考慮していない)。

ツカ地方ペトロパブロフスク・カムチャツキー市(120社、9.1%)、沿海地方のウスリースク市(56社、4.2%)、アルチョム市(48社、3.6%)、ナホトカ市(47社、3.6%)である。さらに、SPVでは、地域別のレジデント数とその設立期間の関係が希薄である(相関係数は0.16)。ウラジオストク市を除外した場合は0.13)。この点もTORとは対照的である。沿海地方では、ラゾ地区(2016年7月3日に設立)を除く地域で、2015年7月13日にSPV制度が適用されており、制度の設立年数とレジデント数の関係は弱いと言えよう。また、カムチャツカ地方では2016年7月3日付の連邦法によって2地域にSPV制度が適用されたが、ペトロパブロフスク・カムチャツキー市とエリゾヴォ地区とでは、レジデント数が極端に異なっている。SPVレジデントの地理的な偏在性は顕著である。さらに、入居企業が多い地域では、第1号レジデントの入居までの期間が長くても10か月程度であるのに対して、レジデント数が1桁台の地域ではより長い期間を要している点も、SPV制度の活用における地理的な偏りを示している。

表3は、OEZとモノゴードTORのレジデントの地理的分布を示している。OEZ全体のレジデント数は、各OEZ設立後4年時点での合計386社から、2019年上半期末までの期間で、約3倍の1111社に増加した(表3(a))。レジデント数が最多のOEZは、モスクワ州「ドゥブナ」(242社)であり、トムスク州「トムスク」(130社)がこれに続く。これら2つのOEZの4年以内のレジデント数はそれぞれ50社と45社であり、設立から13年半を経て、3~5倍に増加したことになる。特区設立後4年以内と現在のレジデント数は正比例の関係にあり、相関係数は0.81と高い。また、相関係数は低いですが、特区への第1号レジデントの入居までの月数が短いほど、現在および設立4年以内のレジデント数が多くなる傾向が見られる(相関係数はそれぞれ-0.32と-0.47)。他の条件を無視して、OEZと同じような推移で、極東TORのレジデント数が増加すると仮定すれば、今後10年程度の期間でレジデント数が約3倍の1000社近くに増加する可能性も考えられる。特に、

制度導入初期のレジデント数が多い「カムチャツカ」、「ナデジジンスカヤ」、「ハバロフスク」等の「有望」なTORにおいて、企業活動の一層の活性化が期待できる。ただし、辺境地や人口密度の低さといった極東地域の社会経済条件の特異性や特区の制度設計の相違には十分に注意しなければならない。確かに、モスクワ州「ドゥブナ」設立4年以内の入居企業数は、極東TORの「ナデジジンスカヤ」や「ハバロフスク」と同程度であるが、モスクワ州と沿海地方・ハバロフスク地方では、人口や経済規模には数倍以上の差がある。

制度導入の時期が極東と近いモノゴードTORでは、61の市・地区に392社のレジデントがいる。その約7割に相当する274社は、20市に集中して入居している(表3(b))。レジデント数が多い地域はサマラ州・トリヤッチ市(49社)であり、それにタタルスタン共和国・ナーベレジヌイェ・チェルヌイ市(45社)、ケメロヴォ州・ノヴォクズネツク市(31社)が次いでいる。レジデント数が10~15社は6市、残りの52市・地区のモノゴードTORの入居企業数は1桁台に留まる。

このことから、極東のTORは、モノゴードTORよりも、地理的に比較的均等に活用されていると評価できる。ただし、モノゴードTORはロシアの幅広い地域で設立されているため、設立の前提が大きく異なることが、このような地理的な偏りをもたらす背景になっていると考えられる。モノゴードTORとの比較から明らかになる極東TORのもう1つの特徴は、レジデント数の多さである。現在のTORのレジデント数は、極東もモノゴードも大差はないが、1TOR当りの平均レジデント数は、極東では21.4社であり、モノゴードの6.4社を大きく上回る。モノゴードTORのうちのレジデント数上位20カ所に限ってみても、1TOR当り平均レジデント数は13.7社であり、極東の方がより多くの企業をTORに誘致している状況を見て取れる(ただし、設立期間は若干長い)。

### (3) レジデントの所有形態

次に、極東特区のレジデントの所有形

態の特性を他制度との比較において見ていく。表4と図2によれば、TORとSPVにおいて支配的な企業形態は有限責任会社であり、それぞれ全体の89.9%と92.1%のシェアを占める。これに加えて、極東特区には、個人事業主や農業や漁業に従事する協同組合も入居している。この企業形態の多様性は他の特区には見られない。

モノゴードTORでは、全体の98.3%が有限責任会社であり、残りの1.7%は株式会社である。OEZにおける有限責任会社のシェアは、他よりも小さい86.2%であるが、その代わりに、株式会社が比較的多く入居している(13.3%)。モスクワ市「テクノポリス」(63.8%)とサンクトペテルブルク市「サンクトペテルブルク」(64.4%)を除けば、すべてのOEZにおいて有限責任会社のシェアは8割を上回っている。また、全てのモノゴードTORにおいて、有限責任会社のシェアは8割を上回る。

なお、極東開発公社による2018年までの活動報告(KRDV, 2018)によると、TORには計31社の外資参加企業のレジデントがいる。その国別の内訳は、中国11社、日本7社、韓国4社、オーストリア3社、他に、シンガポール、ベトナム、キプロス、リトアニア、オランダ、イスラエルが各1社である。また、SPVには50社の外資参加企業のレジデントがおり、その内訳は、中国33社、韓国6社、日本3社、シンガポール2社、他に、イギリス、ベトナム、インド、アラブ首長国連邦、アメリカ、台湾が各1社である<sup>7</sup>。

2019年7月1日現在、国家統一登記簿(Edinyi gosudarstvennyi reestr)に登録されている法人はロシア全体で386万5250社であり、その内、営利組織(324万2891社、法人の81.3%)の96.9%は有限責任会社、2.1%が株式会社である(ロシア連邦国税庁の国家登録データに基づく:2019年8月23日アクセス)。極東連邦管区では、14万2983社の法人が登録され、営利組織(14万7676社、法人の73.6%)に占める有限責任会社と株式会社のシェアはそれぞれ96.8%および1.7%である。このように営利法人の形態の構成は、ロシア全体と極東の間に大きな差はない。しか

<sup>7</sup> 外資企業の国籍は、登録と実態が異なる場合がある(菅沼・志田、2019)。

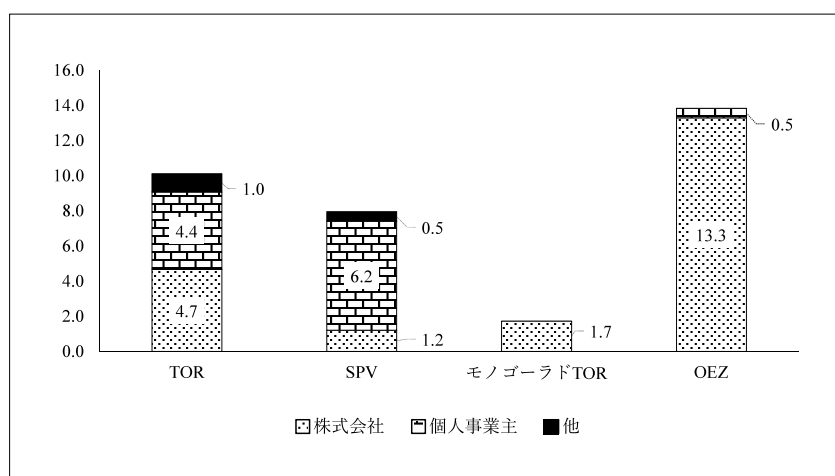


表4 特区レジデントの会社形態：TOR、SPV、モノゴードTOR、OEZの比較<sup>1)</sup>

	有限責任会社	株式会社	個人事業主	他	合計
TOR <sup>2)</sup>	347	18	17	4	386
SPV <sup>3)</sup>	1217	16	82	7	1322
モノゴードTOR <sup>4)</sup>	398	7	-	-	405
OEZ <sup>4)</sup>	959	147	5	-	1111

出所：極東開発公社ウェブサイト（2019年7月17日アクセス）で公開されているTOR・SPVレジデント台帳、経済発展省ウェブサイト（2019年7月17日アクセス）で公開されているOEZ・モノゴードTORレジデント台帳に基づき筆者作成

注：1) 特区から撤退した企業を含む。2) 2019年6月30日までに登録データ。他の形態は、コルホーズ：1社、農民経営：2社、漁業コルホーズ：1社。3) 2019年6月30日までに登録データ。他の形態は、農民経営：3社、漁業コルホーズ：1社、生産協同組合：1社、不明：2社。4) データベースに記載されているすべての企業に関する数値。

図2 特区レジデントの会社形態の内訳：TOR、SPV、モノゴードTOR、OEZの比較<sup>1)</sup>

出所：表4に基づき筆者作成

注：1) 特区レジデントの最も一般的な企業形態は有限責任会社であり、その構成比は、TORは89.9%、SPVは92.1%、モノゴードTORは98.3%、OEZは86.2%である。

し、個人事業主の登録数はロシア全体で402万6665人、極東では22万6570人であり、極東において個人事業主が相対的に多い（法人登録数を100とするとときの個人事業主の比率は、それぞれ104.2および116.6）。また、2019年上半期（年初から7月1日まで）に登録された法人の構成を見ると、ロシア全体と極東の両方で、営利組織の99.0%が有限責任会社の形態で登録される。一方で、法人の登録数を100とした時の個人事業主の登録数は、極東は327.6であり、ロシア全体の275.7を大きく上回る。極東特区のレジデントの多様性は、地域の企業形態の多様性や後述の特区における産業部門の多様性と関係している可能性が高い。

#### (4) 入居企業の活動産業部門

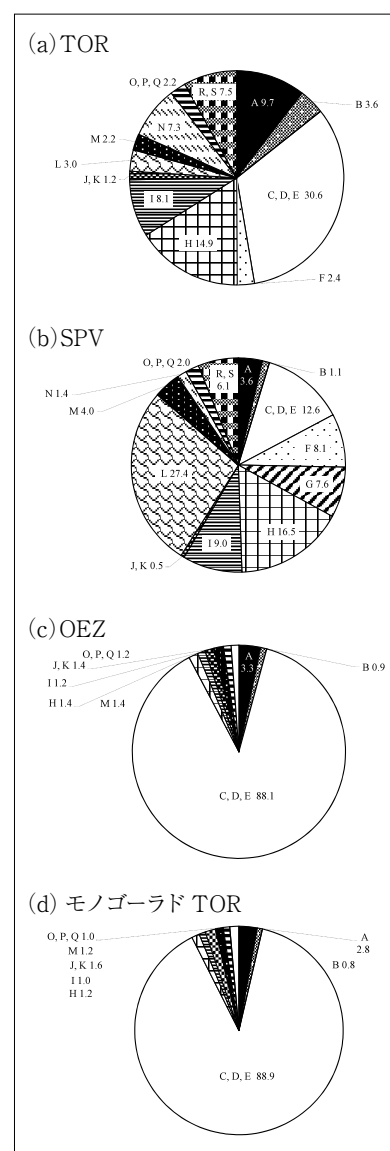
そこで、産業部門の観点からも極東特

区のレジデントの特性を確認する。図3には、それぞれの特区のレジデントの産業部門構成を示した。この産業部門分類は、OKVED第2版の大部分門分類に従う。複数の産業部門に従事するレジデントもある。図3(c)から明らかのように、OEZは、レジデントのほぼ9割が製造業部門(C, D, E)に従事し、2番目にシェアが大きい農林水産業(A)でさえわずか3.3%に過ぎない。同じく、モノゴードTORでも、製造業部門に従事するレジデントが大半であり(88.9%)、農林水産業部門のシェアはわずか2.8%にとどまる(図3(d))。これに対して、極東特区のレジデントの産業部門構成は全く対照的であり、むしろ製造業以外のシェアが大きい(図3(a))。極東TORとSPVにおいて、製造業に従事するレジデントの比率はそれぞれ30.6%と12.6%に過ぎない。極東TORでは、製造業に次い

で、運輸・倉庫業(H:14.9%)、農林水産業(A:9.7%)、ホテル・外食(I:8.1%)、ビジネス・サービス(N:7.3%)に従事するレジデントが多い。SPVでは、不動産業(L:27.4%)に従事するレジデントの比率が最も大きく、これに運輸・倉庫業(H:16.5%)が続く。製造業のシェアは第3位に位置し、それにホテル・外食(I:9.0%)、建設(F:8.1%)、商業(G:7.6%)が続く。

このように、極東特区は、他の制度とは

図3 TOR・SPV・OEZ・モノゴードTORのレジデントの活動産業部門(大部分門分類)：内訳(%)



出所：TOR・SPVレジデント台帳（極東開発公社ウェブサイト、2019年7月17日アクセス）とOEZ・モノゴードTORレジデント台帳（経済発展省ウェブサイト、2019年7月17日アクセス）に基づき筆者作成

注：産業部門分類。A：農林水産業、B：採掘、C・D・E：製造業・電力・ガス・蒸気・水道・ごみ処理、F：建設、G：商業、H：運輸・倉庫、I：ホテル・外食、J・K：情報・通信・金融・保険、L：不動産、M：科学・技術、N：ビジネス・サービス、O・P・Q：行政・教育・保健・社会サービス、R・S：文化・スポーツ・娯楽・その他サービス。



異なり、第3次産業部門に従事するレジデントの活発さが顕著である。特にSPVの活動部門は、TORと比べても都市型サービス産業に偏っていると見えよう。このことは、SPVレジデントが都市部に集中して所在することと表裏一体である。このようなレジデントの特性がもたらさう問題は、それが都市機能の高度化に資する反面で、低い「輸出」志向性ゆえに、限定的にしか当該都市圏の外からの「外貨獲得」効果をもたらさない恐れがある点にある。Sevastianov et.al (2018)も指摘している通り、SPVは国内の地域市場への志向性が強い制度であると評価できる。

KRDV (2019)では、TORのレジデントの活動部門をおそらく中分類ベースで集計しており、その結果として、最も多いのが運輸・ロジスティクス、第2位が食品産業であり、他には、観光、建設資材、サービスといった部門で活動する企業も多いと指摘している。それと同時に、投資額で見た場合には、最大額はガス化学部門であり、雇用者数では造船部門(1.1万人)である、と指摘している。アムール州のTOR「スボボドヌイ」に入居した「ガスプロム・ベレラボトカ・ブラゴヴェシチェンスク」(OOO Gazprom pererabotka Blagoveschensk)の投資額は、1.1兆ルーブルが見込まれている。沿海地方のTOR「ポリショイ・カメニ」では「造船コンプレクス・ズベズダ社」(OOO Sudostroitel'nyi kompleks Zvezda)が大きな雇用を創出するとみられている。特定の巨大企業(プロジェクト)が特区の全体像に影響を及ぼすような形となっている。SPVに関しては、レジデント数では不動産、サービスが上位にいたが、第3位の運輸・ロジスティクスにおける契約投資額は2530億ルーブル、契約雇用者数は2.2万人であり、最も大きな経済効果が期待される。ただし、TORの場合のような大型プロジェクトは見当たらない。

極東特区のレジデントの産業部門構成に関しては、TORごと、またSPVの地域

別においても整理し、表5と表6に示した(ここでも部門分類はOKVED第2版の大部分門分類に従う)。表中に示した登録部門数および登録事業数は、それぞれ中分類と小分類のレベルでレジデント数を数えたものである<sup>8</sup>。

極東でのTOR設立の当初のねらいは、製造業分野において高付加価値製品を生産できる体制を確立し、輸出を拡大することにあった。その目的に資するように各TORには、地域の特性に応じて中核となるべき産業部門が設定されている。「ポリショイ・カメニ」や「ニコラエフスク」の造船、「ネフテヒミチェスキー」の石油化学、「カムチャツカ」や「チュコト」(旧「ベリゴフスキー」)の資源採掘、アムール州やユダヤ自治州のTORにおける農業および林業、海岸に位置するTORにおける漁業、港湾を有するTORにおける運輸・ロジスティクスなどは、既存の産業部門や地理的な優位性を地域発展につなげようとする意図がある。それと同時に、「ポリショイ・カメニ」(2016年1月)以前に設立されたTORでは、中核部門以外にも幅広い部門での事業展開が認められていた(Arai, 2019)。そこには、地域経済全体の底上げを目指す意図があったことも感じられる。その後のTORは、より特定部門に特化することを志向している。

実際に、各TORの産業構成からは、上記のような意図が現実反映されていることが見て取れる。製造業への強い志向性は、「ミハイロフスキー」と「ゴルヌイ・ボズドフ」を除く16のTORにおいて、製造業に従事するレジデント数が最も多いことに表れている。「ミハイロフスキー」は、沿海地方のミハイロフカ地区、スパースク地区、チェルニゴフカ地区、ホロリ地区、ヤコブレフカ地区の領域に設立されたTORであり、農業、畜産、それに関連した加工業や輸送を中核産業にすることが意図されており、実際に農林水産業のレジデント数が最も多い。さらに産業特化度が高いTORであるのは、サハリン州のユジノ・サ

ハリンスク市に設立されたTOR「ゴルヌイ・ボズドフ」である。スキーリゾートや観光の名所であり、さらに空港や港湾が近いため交通の便に優れている。そこには22社のレジデントがあり、その内、17社がホテル・外食、12社が文化・スポーツ・娯楽に従事している。このTORでは製造業が認められておらず、当然のことながら製造業のレジデントは1社も存在しない。上述のとおり、それ以外のTORでは製造業の企業が最も多いことは確かであるが、それと同時に運輸・倉庫業に活動登録するレジデントの数も多い。実際に、「ナデジジンスカヤ」、「カムチャツカ」、「ハバロフスク」といった交通の要衝に近いTORでは、製造業に次いで運輸・倉庫業に活動登録する企業が多い。「カムチャツカ」では、ビジネスサービスや文化・スポーツ・娯楽に従事する企業も多く、こうした産業部門の多様性が極東TORにおいて最大のレジデント数につながっている。

SPVに関しては、レジデントの8割が所在するウラジオストク市では、レジデント933社のうち、55.8%の521社が不動産業に集中している。このことが、SPV制度全体での不動産業従事レジデント数を押し上げている。他の市・地区では不動産業は必ずしも最多ではない。沿海地方のウスリースク市、サハリン州のコレサコフ市、ハバロフスク地方のワニノ地区では、製造業部門で活動するレジデントが最も多く、運輸・倉庫業の活動登録も多い。ナホトカ市、ペトロパロフスク・カムチャツキー市では、運輸・倉庫業が最多であり、それに不動産業が続く。ウラジオストク市をはじめとするこれらの各市では、ホテル・外食や文化・スポーツ・娯楽に従事するレジデントもある程度存在する。これに対して、沿海地方の都市部以外では、農林水産業の登録数が製造業のそれにほぼ匹敵する点に、地域の特性が表れている。

さらにレジデントの活動部門に関連して、1レジデントあたりの登録部門数、各レジデントが登録した部門の組み合わせに

<sup>8</sup> 例えば、カムチャツカ地方「レスプリトスナブ社」(OOO Lesplitsnab)は、レジデント台帳の164番目に登録されている企業であり、その活動部門として「Производство прочей мебели; Лесозаготовки; Распиловка и строгание древесины...」が記載されている。これらの部門は、OKVED第2版の分類番号に置換できる:「02.2; 16.1; 16.21; 16.22; 16.23; 16.24; 16.29; 31.01; 31.02; 31.09; 32.99; 43.12; 43.21; 43.22; 43.29; 43.31; 43.32; 43.33; 43.34; 43.39; 43.91; 43.99; 49.41」。以上の23種類の活動は、中分類では02、16、31、32、43、49の6部門に集計できる。また、小分類では、例えば、木材加工(16)は、6種類の活動分野が区別されているため、表5では事業数6としてカウントしている。一方で、大分類では、16、31、32は同じ製造業(C)に分類される。

表5 TORレジデントの活動部門<sup>1)2)</sup>

地域・特区・主要部門	沿海地方				カムチャツカ地方	ハバロフスク地方			チュコト自治管区	
	ナデジンスカヤ	ミハイロフスキー	ポリシヨイ・カメニ	ネフテヒミ・チェスキー	カムチャツカ	ハバロフスク	コムソモリスク	ニコラエフスク	(旧)ベリンゴフスキー	チュコト
	製造業・運輸	農業・畜産・製造業	建設資材・住宅・造船	化学・石油化学	観光・運輸・製造業・農業・鉱物資源採掘	製造業・運輸	機械製造・木材加工・金属加工・食品	造船・修理・漁業・運輸	エネルギー	鉱物資源採掘
企業数	55	18	21	1	84	42	28	7	39	3
登録部門数(中分類) <sup>3)</sup>	90	33	43	25	175	104	70	13	70	4
登録事業数(小分類) <sup>3)</sup>	135	47	62	25	279	143	76	13	84	6
大分類 <sup>3)</sup>										
A (1-3) 農林水産業	3	<u>14</u>	0	0	21	4	2	3	9	0
B (5-9) 採掘	0	0	0	<u>1</u>	3	0	2	1	<u>11</u>	0
C (10-33) 製造業	<u>35</u>	<u>11</u>	<u>11</u>	<u>1</u>	<u>33</u>	<u>25</u>	<u>17</u>	<u>4</u>	<u>16</u>	<u>1</u>
D (35) 電力・ガス・蒸気	1	0	0	<u>1</u>	2	4	1	0	2	<u>1</u>
E (36-39) 水道・ごみ処理	2	0	2	<u>1</u>	4	5	<u>6</u>	0	4	0
F (41-43) 建設	3	0	2	0	2	2	1	0	0	0
G (45-47) 商業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H (49-53) 運輸・倉庫	<u>15</u>	4	4	<u>1</u>	<u>22</u>	<u>20</u>	2	2	8	<u>1</u>
I (55-56) ホテル・外食	3	0	6	<u>1</u>	17	3	3	0	0	0
J (58-63) 情報・通信	0	0	0	<u>1</u>	2	2	1	0	1	0
K (64-66) 金融・保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
L (68) 不動産	4	0	1	0	0	2	0	0	0	0
M (69-75) 科学・技術	3	1	0	0	3	3	1	0	0	0
N (77-82) ビジネスサービス	2	1	2	0	15	6	<u>6</u>	0	3	0
O (84) 行政	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
P (85) 教育	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0
Q (86-88) 保健・社会サービス	0	0	0	0	6	0	3	0	1	0
R (90-93) 文化・スポーツ・娯楽	1	0	2	0	14	0	3	0	3	0
S (94-96) その他サービス	1	0	0	0	4	2	1	0	1	0

つづき

地域・特区・主要部門	サハ共和国(ヤクーチア)		サハリン州			アムール州			ユダヤ自治州	合計
	カンガラッスイ	ユジナヤ・ヤクーチア	ユジナヤ	ゴルスイ・ボズドフ	クリアル	プリアムールスカヤ	ペロゴルスク	スポボドノイ	アムール・ビンガンスカヤ	
	化学・石油化学・金属・農業	鉱物資源採掘・製造業・運輸	農業・畜産・倉庫	観光・余暇	観光・余暇・漁業・食品	農業・運輸・製造業	林業・農業・食品	石油精製・製造業・運輸	木材加工・機械製作・冶金・食品・観光	
企業数	19	13	8	22	1	8	9	4	4	386
登録部門数(中分類) <sup>3)</sup>	26	52	16	65	2	29	15	9	10	851
登録事業数(小分類) <sup>3)</sup>	27	75	19	112	2	46	19	11	10	1191
大分類 <sup>3)</sup>										
A (1-3) 農林水産業	<u>3</u>	0	<u>5</u>	0	<u>1</u>	0	0	0	0	65
B (5-9) 採掘	0	4	0	0	0	1	0	0	1	24
C (10-33) 製造業	<u>15</u>	<u>8</u>	<u>5</u>	0	<u>1</u>	<u>6</u>	<u>9</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>205</u>
D (35) 電力・ガス・蒸気	0	2	1	0	0	1	0	<u>1</u>	0	17
E (36-39) 水道・ごみ処理	1	2	0	0	0	<u>3</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	0	32
F (41-43) 建設	0	4	0	1	0	0	<u>1</u>	0	0	16
G (45-47) 商業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H (49-53) 運輸・倉庫	1	<u>5</u>	<u>3</u>	3	0	<u>6</u>	<u>1</u>	0	<u>2</u>	<u>100</u>
I (55-56) ホテル・外食	1	1	0	<u>17</u>	0	1	0	0	1	54
J (58-63) 情報・通信	0	0	0	0	0	1	0	0	0	8
K (64-66) 金融・保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
L (68) 不動産	0	2	1	9	0	0	<u>1</u>	0	0	20
M (69-75) 科学・技術	1	2	0	0	0	1	0	0	0	15
N (77-82) ビジネスサービス	1	4	1	6	0	1	0	0	1	49
O (84) 行政	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
P (85) 教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
Q (86-88) 保健・社会サービス	0	0	0	1	0	0	0	0	0	11
R (90-93) 文化・スポーツ・娯楽	0	0	0	<u>12</u>	0	0	0	0	0	35
S (94-96) その他サービス	0	0	0	6	0	0	0	0	0	15

出所:極東開発公社ウェブサイト(2019年7月17日アクセス)で公開されているTORレジデント台帳に基づき筆者作成

注:1) 2019年6月30日までに特区に登録したレジデントに関する集計値。2) 各TORにおいてレジデント数が最も多い部門に太字・下線を付し、第2位の部門に下線を付した。3) OKVED・第2版に基づく産業部門分類。

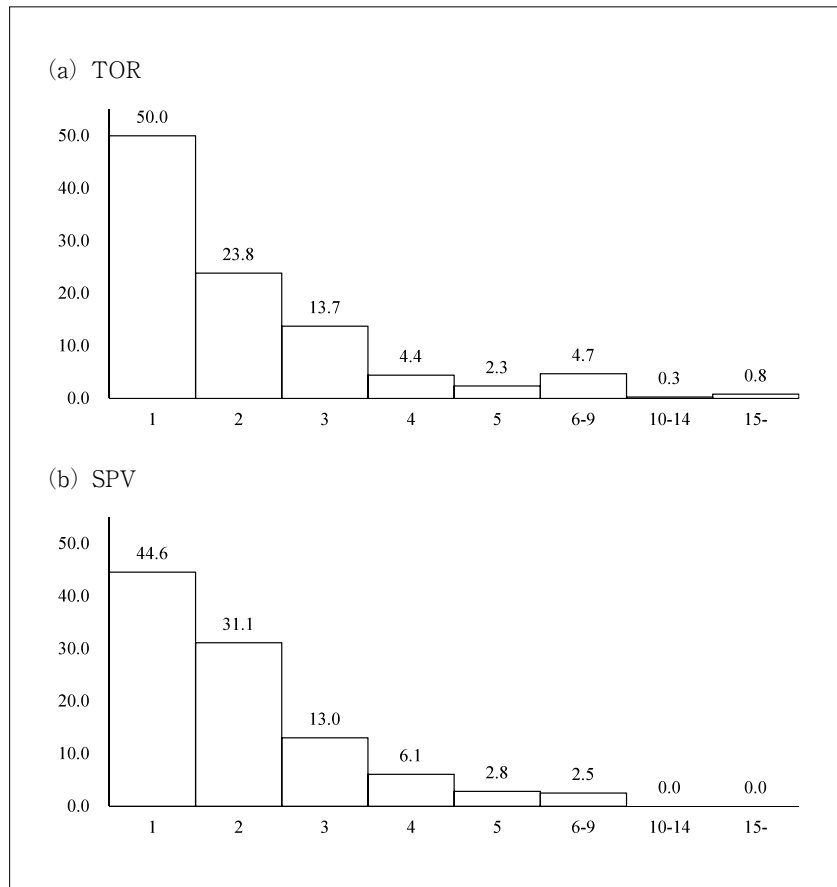
表6 SPVレジデントの活動部門<sup>1)2)</sup>

地域・特区・特化部門	沿海地方						カムチャツカ地方			サハリン州			ハバロフスク地方			チユコト自治管区 ペバク市	合計
	内訳						内訳			内訳			内訳				
	合計	ウラジオ ストク市	ウスリー スク市	アルチョム 市	ナホトカ 市	他	合計	ペトロパ ブロフスク カムチャツ キー市	エリノゾ 地区	合計	コルサコフ 市	他	合計	ワニノ 地区	他		
企業数	1144	933	56	48	47	60	121	120	1	35	27	8	16	13	3	6	1322
登録部門数(中分類) <sup>3)</sup>	2313	1810	124	133	116	130	213	210	3	73	58	15	49	43	6	9	2657
登録事業数(小分類) <sup>3)</sup>	4123	3075	233	253	273	289	331	327	4	122	99	23	90	77	13	20	4686
大分類 <sup>3)</sup>																	
A (1-3) 農林水産業	70	33	8	2	4	23	0	0	0	3	3	0	8	6	2	2	83
B (5-9) 採掘	20	13	0	1	0	6	1	1	0	4	1	3	0	0	0	0	25
C (10-33) 製造業	212	137	21	15	13	26	16	16	0	12	11	1	11	8	3	2	253
D (35) 電力・ガス・蒸気	9	7	0	1	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	11
E (36-39) 水道・ごみ処理	17	8	3	3	2	1	4	4	0	3	3	0	1	1	0	0	25
F (41-43) 建設	176	153	8	6	5	4	3	3	0	3	1	2	4	3	1	0	186
G (45-47) 商業	143	122	7	7	4	3	30	30	0	1	1	0	1	1	0	1	176
H (49-53) 運輸・倉庫	310	244	8	18	23	17	43	43	0	17	11	6	8	8	0	2	380
I (55-56) ホテル・外食	178	139	9	12	8	10	23	22	1	5	5	0	1	1	0	0	207
J (58-63) 情報・通信	9	8	0	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	10
K (64-66) 金融・保険	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
L (68) 不動産	585	521	18	19	16	11	40	40	0	4	4	0	2	2	0	0	631
M (69-75) 科学・技術	85	69	5	6	2	3	5	5	0	1	1	0	2	2	0	0	93
N (77-82) ビジネスサービス	24	14	1	4	4	1	5	5	0	3	3	0	1	1	0	0	33
O (84) 行政	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
P (85) 教育	19	13	1	2	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	20
Q (86-88) 保健・社会サービス	24	21	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	26
R (90-93) 文化・スポーツ・娯楽	84	57	8	7	6	6	11	11	0	2	2	0	0	0	0	0	97
S (94-96) その他サービス	35	26	2	3	2	2	7	6	1	0	0	0	1	1	0	0	43

出所：極東開発公社ウェブサイト（2019年7月17日アクセス）で公開されている SPV レジデント台帳に基づき筆者作成

注：1) 2019年6月30日までに特区に登録したレジデントに関する集計値。2) 各地域においてレジデント数が最も多い部門に太字・下線を付し、第2位の部門に下線を付した。3) OKVED・第2版に基づく産業部門分類。

図4 TORおよびSPVレジデントが登録部門数の分布(中分類)：%



出所：極東開発公社ウェブサイト（2019年7月17日アクセス）で公開されている TOR・SPV レジデント台帳および関連する連邦法に基づき筆者作成

についても検討する。図4に示される通り、TOR および SPV の双方において、レジデントのほぼ半数（それぞれ50.0%と44.6%）が、1つの産業部門（中分類ベース）の中で活動している。2部門または3部門にまたがって活動するレジデントは、それぞれTORにおいて23.8%および13.7%、SPVにおいて31.1%および13.0%であり、大多数のレジデントが特区内の活動分野を比較的狭い範囲に限定している。

表7では、大分類ベースでレジデントの活動部門を特定し、その組み合わせを見ている。TORに関して（表7(a)）、登録レジデント数が最も多い活動部門は、製造業（205社）である。この内、59%のレジデントは、製造業のみに活動部門を限定している「特化企業」である（中分類や小分類で見た場合、製造業の大分類の枠内で複数の部門で活動しているケースがある）。項目を横に見ていくと、製造業を活動部門として登録した企業のうち、18.5%のレジデントは農林水産業と運輸・倉庫にもそれぞれ登録している。すなわち、農林水産業で原料を生産し、それを加工するケースや、生産物を保管・輸送することを想定し

た活動登録を行っている可能性が考えられる。一方で、農林水産業を活動部門として登録した65社のレジデントのうち、農林水産業に特化したレジデントは29.2%に過ぎず、58.5%は製造業に、また16.9%が運輸・倉庫業においても活動する。運輸・倉庫業に活動登録した100社のレジデントの特化率は比較的高い(40%)が、残りのレジデントは、製造業をはじめとして、農林水産業、採掘、電力・ガス・蒸気、水道・ごみ

処理、ビジネスサービスなど、並行して活動する分野の幅が広いことが特徴である。

SPV に関しては(表7(b))、不動産業で活動する631社のうち、40.7%のレジデントは不動産業に特化し、農林水産業や製造業といった生産分野でも活動するとしている企業はほぼ存在しない一方で、建設、運輸・倉庫、ホテル・外食といった産業部門とは親和性が高い。次に登録数が多い運輸・倉庫業に従事するレジデント(380

社)の32.1%は特化企業であり、不動産業と強く結びつき(39.5%)、製造業との結びつきは相対的に弱い(15.8%)。製造業で活動する253社に関しては、TORと比べて特化企業の比率が低い(38.7%)。ただし、並行して従事する活動が主に農林水産業(17.8%)や運輸・倉庫業(23.7%)である点はTORと同様である。全般的に、SPV制度は、不動産業に特化した形態で利用されている傾向が見て取れる。

表7 TOR・SPVの活動部門組み合わせ<sup>1)</sup>

(a) TOR<sup>2)</sup>

	登録企業数	特化企業 (%) <sup>3)</sup>	他部門でも活動する企業 (%)															
			A	B	C	D	E	F	H	I	J	L	M	N	P	Q	R	
A 農林水産業	65	29.2		0.0	58.5	0.0	1.5	1.5	16.9	6.2	0.0	0.0	3.1	3.1	0.0	0.0	0.0	
B 採掘	24	37.5	0.0		37.5	25.0	20.8	12.5	45.8	8.3	8.3	8.3	20.8	12.5	0.0	0.0	0.0	
C 製造業	205	59.0	18.5	4.4		3.9	5.9	3.9	18.5	3.4	1.5	2.0	4.9	4.9	0.0	0.0	0.0	
D 電力・ガス・蒸気	17	23.5	0.0	35.3	47.1		52.9	11.8	64.7	23.5	17.6	11.8	17.6	41.2	0.0	5.9	5.9	
E 水道・ごみ処理	32	28.1	3.1	15.6	37.5	28.1		12.5	40.6	25.0	6.3	15.6	12.5	40.6	9.4	12.5	12.5	
F 建設	16	12.5	6.3	18.8	50.0	12.5	25.0		31.3	6.3	0.0	43.8	25.0	31.3	0.0	0.0	6.3	
H 運輸・倉庫	100	40.0	11.0	11.0	38.0	11.0	13.0	5.0		11.0	3.0	6.0	5.0	16.0	2.0	3.0	4.0	
I ホテル・外食	54	14.8	7.4	3.7	13.0	7.4	14.8	1.9	20.4		5.6	14.8	5.6	40.7	5.6	16.7	46.3	
J 情報・通信	8	50.0	0.0	25.0	37.5	37.5	25.0	0.0	37.5	37.5		0.0	25.0	25.0	0.0	12.5	12.5	
L 不動産	20	10.0	0.0	10.0	20.0	10.0	25.0	35.0	30.0	40.0	0.0		15.0	45.0	5.0	0.0	30.0	
M 科学・技術	15	6.7	13.3	33.3	66.7	20.0	26.7	26.7	33.3	20.0	13.3	20.0		53.3	0.0	0.0	0.0	
N ビジネスサービス	49	12.2	4.1	6.1	20.4	14.3	26.5	10.2	32.7	44.9	4.1	18.4	16.3		6.1	12.2	22.4	
P 教育	4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	75.0	0.0	50.0	75.0	0.0	25.0	0.0	75.0		75.0	100.0	
Q 保健・社会サービス	11	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1	36.4	0.0	27.3	81.8	9.1	0.0	0.0	54.5	27.3		81.8	
R 文化・スポーツ・娯楽	35	20.0	0.0	0.0	0.0	2.9	11.4	2.9	11.4	71.4	2.9	17.1	0.0	31.4	11.4	25.7		
S その他サービス	15	0.0	0.0	0.0	13.3	6.7	20.0	0.0	20.0	66.7	0.0	13.3	6.7	66.7	0.0	13.3	40.0	

(b) SPV

	登録企業数	特化企業 (%) <sup>3)</sup>	他部門でも活動する企業 (%)																	
			A	B	C	D	E	F	H	I	J	L	M	N	P	Q	R			
A 農林水産業	83	37.3		1.2	54.2	1.2	1.2	3.6	6.0	20.5	6.0	0.0	1.2	6.0	2.4	3.6	0.0	0.0	2.4	
B 採掘	25	24.0	4.0		40.0	8.0	8.0	8.0	24.0	24.0	4.0	0.0	0.0	12.0	12.0	0.0	0.0	0.0	4.0	4.0
C 製造業	253	38.7	17.8	4.0		2.0	4.7	13.0	13.0	23.7	4.7	1.2	0.4	8.7	6.7	1.6	0.0	2.4	0.0	2.4
D 電力・ガス・蒸気	11	27.3	9.1	18.2	45.5		27.3	18.2	45.5	36.4	0.0	0.0	0.0	18.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
E 水道・ごみ処理	25	20.0	4.0	8.0	48.0	12.0		24.0	24.0	36.0	4.0	0.0	0.0	4.0	8.0	8.0	0.0	0.0	0.0	0.0
F 建設	186	12.4	1.6	1.1	17.7	1.1	3.2		5.9	17.7	11.8	0.5	0.0	57.0	11.3	3.8	0.0	1.6	1.1	6.5
G 商業	176	30.7	2.8	3.4	18.8	2.8	3.4	6.3		24.4	16.5	0.6	0.0	26.1	5.1	2.3	0.0	0.0	2.8	4.5
H 運輸・倉庫	380	32.1	4.5	1.6	15.8	1.1	2.4	8.7	11.3		10.3	0.5	0.5	39.5	5.0	3.9	0.0	1.6	0.5	5.8
I ホテル・外食	207	20.8	2.4	0.5	5.8	0.0	0.5	10.6	14.0	18.8		0.5	0.0	44.0	3.9	3.9	0.0	3.4	2.4	32.9
J 情報・通信	10	40.0	0.0	0.0	30.0	0.0	0.0	10.0	10.0	20.0	10.0		0.0	10.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
K 金融・保険	2	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0		50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
L 不動産	631	40.7	0.8	0.5	3.5	0.3	0.2	16.8	7.3	23.8	14.4	0.2	0.2		9.2	1.3	0.2	1.7	0.8	7.6
M 科学・技術	93	6.5	2.2	3.2	18.3	0.0	2.2	22.6	9.7	20.4	8.6	2.2	1.1	62.4		3.2	0.0	1.1	2.2	5.4
N ビジネスサービス	33	6.1	9.1	0.0	12.1	0.0	6.1	21.2	12.1	45.5	24.2	0.0	0.0	24.2	9.1		0.0	3.0	0.0	24.2
O 行政	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0
P 教育	20	10.0	0.0	0.0	30.0	0.0	0.0	15.0	0.0	30.0	35.0	0.0	0.0	55.0	5.0	5.0	0.0		15.0	45.0
Q 保健・社会サービス	26	46.2	0.0	3.8	0.0	0.0	0.0	7.7	19.2	7.7	19.2	0.0	0.0	19.2	7.7	0.0	0.0	11.5		23.1
R 文化・スポーツ・娯楽	97	3.1	2.1	1.0	6.2	0.0	0.0	12.4	8.2	22.7	70.1	0.0	0.0	49.5	5.2	8.2	0.0	9.3	6.2	
S その他サービス	43	7.0	0.0	2.3	9.3	0.0	0.0	2.3	23.3	18.6	51.2	7.0	0.0	37.2	9.3	4.7	0.0	0.0	16.3	34.9

出所：極東開発公社ウェブサイト(2019年7月17日アクセス)で公開されているTORおよびSPVレジデント台帳に基づき筆者作成

注：1) 2019年6月30日までに特区に登録(申請が承認された)したレジデントに関する集計値。大分類に基づく産業分類。レジデント企業の中には、3部門以上の複数の部門に登録している企業が存在する。2部門にわたって登録している企業がない部門は空欄。2) TORに関しては、G(商業)、K(金融・保険)、O(行政)に登録している企業はない。3) 各部門(大分類)のみに登録している企業の比率。

### (5) レジデントの契約期間

TORもSPVも、現行法上では制度の存続期間を70年と規定している。レジデント台帳によれば、今のところ、最も遅い時期まで存続する可能性（契約期間）があるレジデントは、TORでは「クリール」に2018年2月20日に入居し、2087年8月23日まで食品加工分野で活動を予定している「漁業コンビナート・オストロブノイ社」（OOO Rybokombinat Ostrovnoi）である。最近、新たにプリアート共和国の「プリアーチヤ」とザバイカル地方の「ザバイカリエ」がTORに指定されたため、さらに遅い時期まで活動を計画するレジデントが現れることになると思われる<sup>9</sup>。SPVでは、2016年6月16日に入居し、2086年6月16日までプラスチック製品部門で活動を予定している「ポリマー・コンプレクス社」（OOO Polimer Kompleks）であった（ただし、後述の通り、すでに撤退）。一方で、TORにおいて契約期間が最も短いレジデントであるのは、サハリン州の「ゴルヌイ・ボズドフ」に2016年10月21日に入居し、2018年12月30日までスポーツ・娯楽分野で活動を予定している「都市管理会社」（OOO Gorodskaja upravliauschaia kompaniia）である。同社がTORに現在も入居しているかは明らかではないが、少なくとも特区事業契約を解除したという記録はレジデント台帳にはない。同社の主要な活動はユジノ・サハリンスク市にウォーター・スポーツ複合施設「アクア・シティー」を建設することであり、2018年12月に建設が完了している。制度上、レジデントであった者は、特区事業契約が終了しても当該地において活動を行うことは可能である（ただし、優遇措置は享受できない）。その次に契約期間が短いのは、2015年10月20日にTOR「ハバロフスク」に入居し、2021年12月31日まで温室野菜栽培に従事することを予定している「JGC エバーグリーン社」（OOO JGC Evergreen）である。SPVにおいて最も契約期間が短いレジデントは、2018年4月9日に入居し、2021年4月6日まで住宅建設の分野で活動を予

定している「オーロラ・ストロイ社」（OOO Avrora Stroi、ウラジオストク市）である。

TORとSPVのレジデントの契約年数の一般的な特徴を表8に示した。TORおよびSPVのレジデントの平均契約年数は45年および48年であり、最短・最長の期間の幅も近似している。図5に示した契約年数の分布を見ると、TORではレジデントの52.1%に当たる201社、SPVでは60.0%に相当する787社において、66～70年の契約期間が設定されている。また、11～15

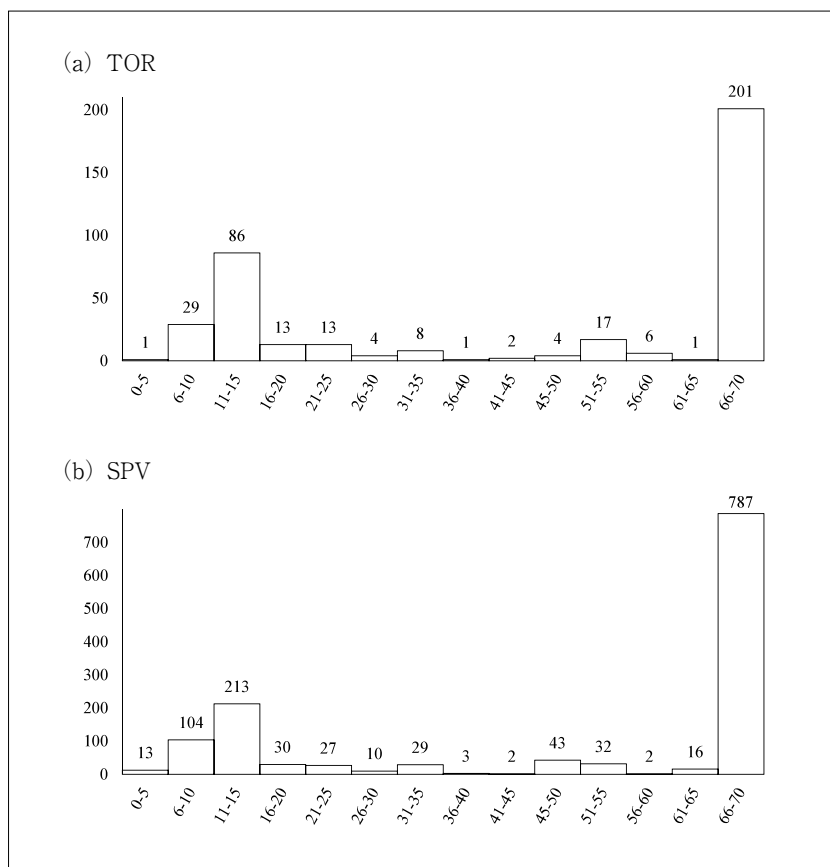
年の契約期間のレジデントも比較的多く、レジデントに占めるシェアはTORでは22.3%（86社）、SPVでは16.2%（213社）である。15年未満の比較的短期の契約期間が設定されているレジデントは全体の約3割である。このような契約年数の二峰性の分布は、プロジェクトの終期を短期に設定しつつ特区制度を活用する戦略を持つレジデントと永続的な活動を前提としている2種類のレジデントが存在する可能性を示唆する。

表8 レジデント企業の契約期間（年：年数365日換算）<sup>1)</sup>

	平均	中央値	標準偏差	最大	最小
TOR	45.0	66.3	26.6	69.9	2.2
SPV	48.4	66.6	25.3	70.0	3.0
Total	48.0	66.6	25.5	70.0	2.2

出所：極東開発公社ウェブサイト（2019年7月17日アクセス）で公開されているTOR・SPVレジデント台帳に基づき筆者作成  
注：1) 2019年6月30日までに特区に登録したレジデントに関する集計値。

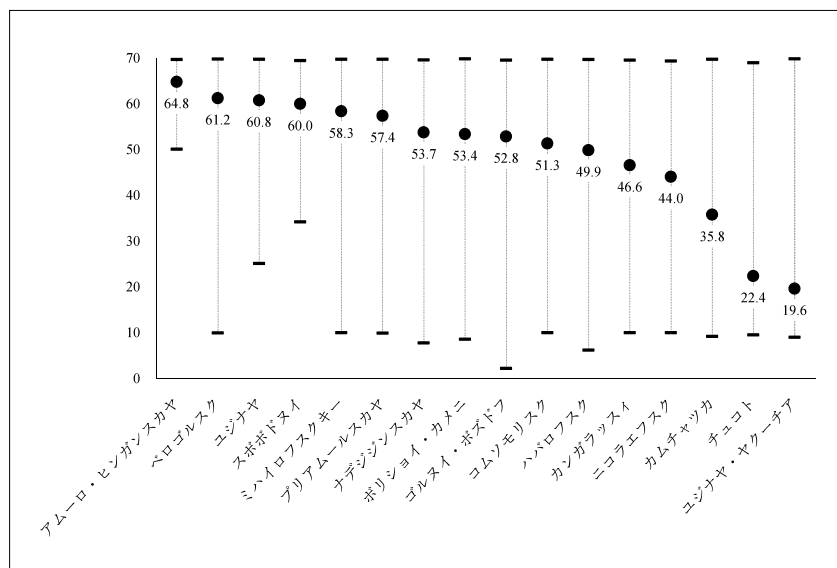
図5 契約期間の年数の分布（社）



出所：極東開発公社ウェブサイト（2019年7月17日アクセス）で公開されているTOR・SPVレジデント台帳に基づき筆者作成

<sup>9</sup> 2019年8月末までにレジデント台帳に掲載された「プリアーチヤ」の第1号レジデントである「TLT ナウシキ社」（OOO TLT Naushki）の契約終期は2068年8月9日、「ザバイカリエ」の第1号レジデントである「マヤク・インベスト社」（OOO Mayak Invest）は2029年8月14日であり、「漁業コンビナート・オストロブノイ」より早い時期に終期が設定されている。

図6 各TORのレジデントの契約期間(年数):平均、最短、最長



出所: 極東開発公社ウェブサイト (2019年7月17日アクセス) で公開されている TOR・SPV レジデント台帳に基づき筆者作成

注: 平均契約年数の大きい順に並べている。「チュコト」は(旧)「ペリゴフスキー」を含む数値。「クリール」と「ネフティミチェスキー」のレジデントは各1社のため図に示していない。登録年数はともに70年である。

さらに、契約期間に関して TOR 別の分布も確認しておく (SPV レジデントの大半はウラジオストク市に所在し、SPV 全体とほぼ同じであるので省略する)。図6は、各TORの契約年数データを要約したものである。すべてのTORで最長契約年数は約70年であるが、最短年数には大きな差があり、その結果、平均契約年数にも差が生じている。木材加工をはじめとする製造業が中心となる活動部門であるユダヤ自治州の「アムール・ヘリゴフスカヤ」には4社の企業が入居しており、契約期間もほぼ満期に近い。隣接するアムール州の「ペロゴルスク」では林業や農業が主な活動部門であり、9社のレジデントが存在する。このうちのほとんどの企業は60年上回る契約年数を持つが、食品・飲料品生産を行う「ベルブレ社」(OOO Belkhleb)の契約年数が10年間であり、平均年数を61.2年に押し下げている。平均契約年数が短いTORは、「ニコラエフスク」、「カムチャツカ」、「チュコト」、「ユジナヤ・ヤクーチヤ」である。「ユジナヤ・ヤクーチヤ」では、選鉱コンビナートの「デニソフスキー社」(AO GOK Denisovskii)と「イナグリンスキー社」(AO GOK Inaglinskii)の2社が70年の契約年数で活動し、それ以外の11社の契約年数は10~15年程度である。チュコト自治管区の「チュコト」(旧「ペリゴフ

フスキー」を含む)には42社のレジデントがいるが、6社のみが60年超の契約年数であり、その他は10~30年の契約年数である。

#### (6) レジデントの入居前の事業年数

特区による優遇制度の提供によって、新規事業の立ち上げが活性化されるか、ということは政策の有効性を議論する際に重要な問題となる。ここでは、企業の税務登録から特区登録までの時間的な隔たりを計測し、入居以前の企業の事業年数を算出する。企業は、特区を管理する極東開発公社との間で特区事業契約を締結した後に、入居登録を完了させる。ロシアでは、法人であっても個人事業主であっても、事業を行うにあたり税務登録が必要であり、ここでは税務登録の時期を当該企業設立の時期と考える。

表9 税務登記から特区レジデント登録までの日数<sup>1)</sup>

	企業数	平均	中央値	標準偏差	最大	最小
TOR	382	1161	230	1857	8736	0
SPV <sup>2)</sup>	132	956	211	1559	8728	13
Total	514	1145	242	1813	8736	0

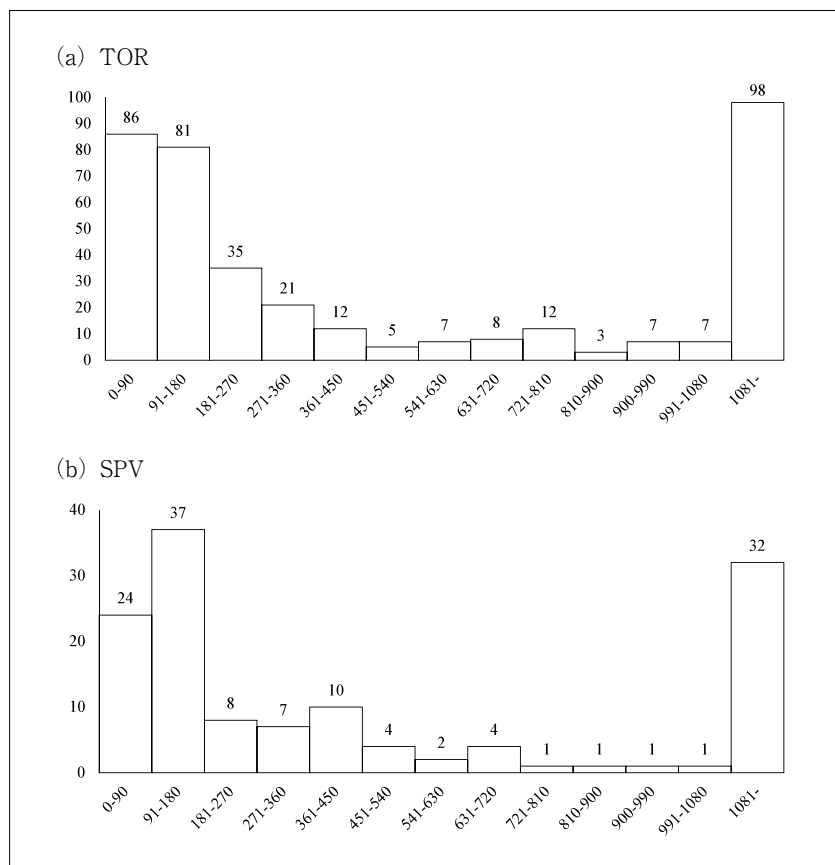
出所: 極東開発公社ウェブサイト (2019年7月17日アクセス) で公開されている TOR・SPV レジデント台帳に基づき筆者作成

注: 1) 2019年6月30日までに特区に登録したレジデントに関する集計値。2) SPVの税務登記情報に関しては一部のレジデントに関してしか情報が得られない。

表9では、TORとSPVの一般的な傾向を整理した。SPVに関しては、133のレジデントに関してのみデータが利用可能である。TORに関しては、税務登録から入居登録まで平均3.1年(1161日)の事業経験がある企業がレジデントになっており、SPVのレジデントの場合、それよりも短い2.6年(949日)である。税務登録から入居登録までの期間が最も長いレジデントとして、「ニコラエフスク」の「ブリュヘル漁業アルテリ」(Rybolovetskaia Artel' (Kolkhoz) imeni Bliukhera。1993年12月17日)、「カムチャツカ」の「レーニン漁業コルホーズ」(Rybolovetskii kolkhoz imeni Lenina。1994年3月31日)がある。図7に示した通り、税務登録から入居登録まで約3年超の時間があるレジデントは全体の25.7%(98社)を占め、10年超のレジデントは50社にも上る。地域別に見ると、「カムチャツカ」(21社、TORレジデントの25.0%)、旧「ペリゴフスキー」(10社、同25.6%)、「コムソモリスク」(6社、同21.4%)、「ボリショイ・カメニ」(5社、同23.8%)などにおいて、存続10年超の「長寿」のレジデントが顕著である。一方で、TORにおける新規事業の設立も活発である。「ボリショイ・カメニ」の「住宅建設発展社」(AO Korpratsia razvitiia zhilishnogo stroitel'stva)は、税務登録と同時に入居登録を完了させている。また、図7の通り、この期間が1年以下であるレジデントは227社であり、全体の58.4%も占めている。TOR別で見ると、「ナデジジンスカヤ」(50社、TORレジデントの90.9%)、「カムチャツカ」(36社、同42.9%)、「ハバロフスク」(28社、同66.7%)などにおいて、新規事業の設立が活発である。

このように事業年数でみた入居企業は、二峰性の分布を有し、企業の新設が

図7 税務登記から特区レジデント登録までの日数の分布(社)



出所：極東開発公社ウェブサイト（2019年7月17日アクセス）で公開されているTOR・SPVレジデント台帳に基づき筆者作成

行われる一方で、従来企業による新事業の立ち上げにも特区制度が利用されていると言えよう。SPVに関するデータは少ないが、事業年数の分布は、TORと同様であり、10年超のレジデントが全体の24.2%、1年未満のレジデントが65.2%を占めている。

### (7) レジデントの契約変更

特区での優遇措置を受けたい企業は、投資や雇用に関する計画を付した申請書を極東開発公社に提出し、審査を経て、特区事業契約を締結することでレジデントとなる。とりわけ、土地の提供やインフラの整備といった、より広範な優遇制度を整えているTORにおいて、申請時の計画に従った企業活動が重要となる。ただし、現実には資金調達の困難や行政手続きの煩雑さなどの諸事情、あるいは、そもそもの事業計画がずさんであることなどにより、レ

ジデントが特区事業契約上の義務を履行することが困難となる場面がでてくる。その場合、契約の変更が必要となったり、最悪の場合は強制的な退去を余儀なくされたりする。

極東開発公社の2018年度報告書(KRDV, 2018)によると、2018年において、レジデント330社のうち、事業実施中(操業・営業中)は23%、建設中が24%、設計中が24%、ビジネスプラン策定中が29%であった。2015年時点ではビジネスプランの段階にあるレジデントが70%であり、事業実施中のレジデントは10%に過ぎなかったが、徐々に事業実施企業が増えている。SPVに関しては、レジデント1057社のうち、事業実施中は9.3%に過ぎず、建設中が14.0%、設計中が12.1%、そして64.6%がビジネスプラン策定中にあり、TORよりも事業の進展に遅れが見られる。

間接的な資料ではあるが、契約変更

(形式上は追加契約の締結<sup>10</sup>)の件数は、特区におけるレジデントの計画実施の遅れを検討する際の材料になる。レジデント台帳からは契約変更の具体的な中身を知ることはできないが、極東開発公社の担当者によれば、ほとんどの契約変更はスケジュールの見直しに関わるものであるからである<sup>11</sup>。その他にも、企業名の変更や所有者の交代、登録活動部門の変更も考えられる。

レジデント台帳には、レジデントごとに契約変更の回数と日付が示されている。これに基づき、表10に、TORとSPVのレジデントによる契約変更の有無、回数のデータを整理した。TORではレジデントの44.6%が契約変更を行っている。変更回数は、1、2回のレジデントが多いが、それ以上の契約変更を繰り返すレジデントもいる。3回以上契約変更をしているレジデントは17社いる。前述した「ポリショイ・カメニ」の「造船コンプレクス・ズベズダ社」は、最多の9回にも及ぶ契約変更を行っている。同社は、2016年3月24日に極東開発公社と特区事業契約を締結した後、1年を待たずして2017年2月6日に最初の契約変更を行い、それから1~4カ月といったスパンで契約変更を繰り返している。次いで回数が多い企業は、契約変更が5回の「カムチャツカ」のスポーツ・余暇に関する事業を行う個人事業主(Valentina Aleksandrovna Vetchinova)と「ナデジジンスカヤ」で化学製品(飼料、バイオテクノロジー)の生産を計画している「アルニカ社」(OOO Arnika)である。

SPVに関しては、今のところ契約変更を行うレジデントは比較的少ない(全体の26.9%)。契約変更回数が多いのは、7回の「トレイディング社」(OOO Treiding、ウラジオストク市、不動産業)、6回の「ギャラント・ストロイ投資会社」(OOO Investitsionnaia kompaniia Garant Stroi、ウラジオストク市、建設・不動産業)である。

表11および図8が示す通り、契約を変更したレジデントの大半は、1年以内に最初の契約変更を行っている。特区への

<sup>10</sup> 契約変更の手続きについては、付録も参照。

<sup>11</sup> 2018年8月28日、極東開発公社(ウラジオストク市)でのヒアリングによる。



表10 レジデントの契約変更と契約解除<sup>1)</sup>

社	レジデント数	契約変更の回数							契約解除	裁判
		0	1	2	3	4	5	6~		
TOR	336	186	109	63	17	8	2	1	38	10
SPV	1322	967	262	65	19	4	3	2	43	0
Total	1658	1153	371	128	36	12	5	3	81	10
比率 (%)										
TOR	100.0	55.4	32.4	18.8	5.1	2.4	0.6	0.3	11.3	3.0
SPV	100.0	73.1	19.8	4.9	1.4	0.3	0.2	0.2	3.3	0.0
Total	100.0	69.5	22.4	7.7	2.2	0.7	0.3	0.2	4.9	0.6

出所：極東開発公社ウェブサイト（2019年7月17日アクセス）で公開されている TOR・SPV レジデント台帳に基づき筆者作成

注：1）2019年6月30日までに特区に登録したレジデントに関する集計値。

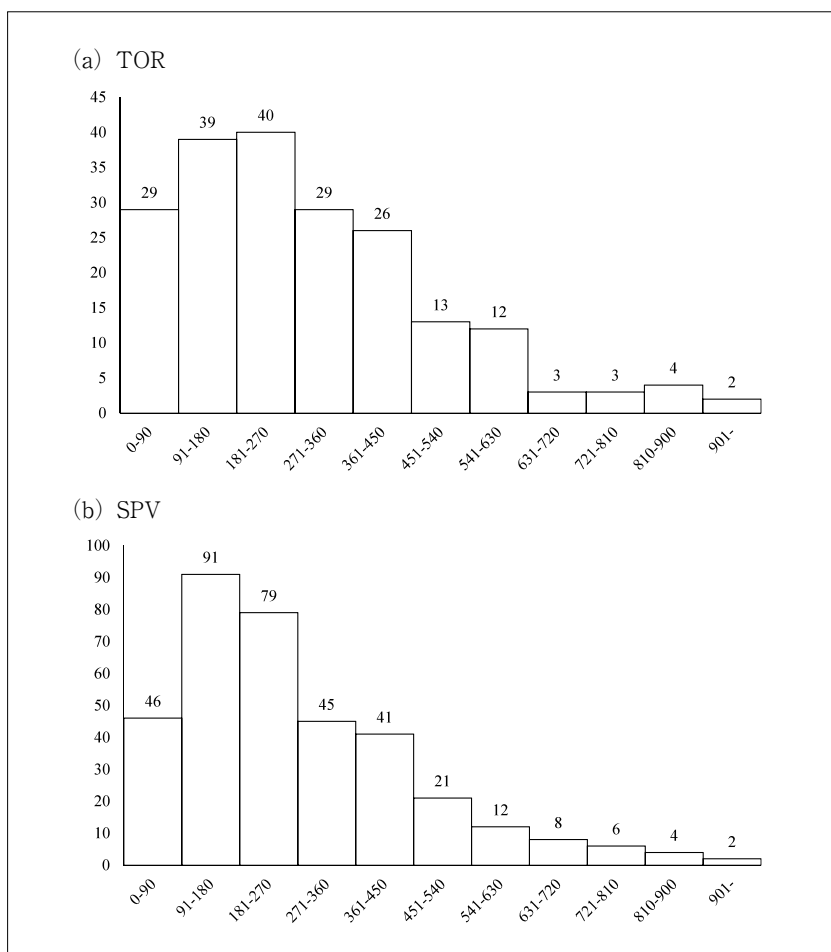
表11 特区入居から最初の契約変更までの日数<sup>1)</sup>

	企業数	平均	中央値	標準偏差	最大	最小
TOR	200	288	245	200	917	7
SPV	355	270	220	186	1134	8
Total	555	277	232	191	1134	7

出所：極東開発公社ウェブサイト（2019年7月17日アクセス）で公開されている TOR・SPV レジデント台帳に基づき筆者作成

注：1）2019年6月30日までに特区に登録したレジデントに関する集計値。

図8 特区事業契約締結から最初の契約変更までの日数の分布(社)



出所：極東開発公社ウェブサイト（2019年7月17日アクセス）で公開されている TOR・SPV レジデント台帳に基づき筆者作成

入居から最初の契約変更までの期間は単峰性の分布を示しており、3カ月から9カ月の間に最初の契約変更を行うケースが最も多い。1年未満の比率は TOR では68.5%、SPV では73.5%となる。特区における企業の活動が、最初の1年間において計画通りに順調に進めば、多くの場合、ビジネスプランの見直しや契約の変更などが生じないと考えられる。そのため、特区の有効性の是非は、入居から1年程度の比較的短い期間で、判断されると評価できよう。

## (8) 小括

本節では、企業による極東特区制度の活用状況を他の特区制度と比較しながら概観してきた。極東特区のレジデント数は、最近になり鈍化傾向が見られるものの、趨勢的に増加しており、今後もこの傾向は続くと考えられる。OEZ やモノゴード TOR との単純比較においても、制度開始4年程度の時点での活用状況として、著しく活用が遅れているとは言えない。レジデント登録後の企業の4分の1近くがすでに操業・営業段階に入っていることも、進展を示している。

地域別や企業特性別のレジデント数を確認することで、極東特区のいくつかの特徴も浮き彫りになった。例えば、SPV ではウラジオストク市へのレジデントの集中が著しい。その他のいくつかの都市にも若干のレジデントの集積が見られるが、それ以外の地域ではわずかであり、地理的な偏在性が著しい。都市部の事業環境が農村部よりも良好であることから、都市に集中する傾向に一定の合理性はあると思われる。こうした地理的な偏在性の問題は、今後詳細に分析してみたい。

レジデントの特性として、極東特区では、OEZ やモノゴード TOR と比較して、個人事業主や協同組合等の多様な企業体が活動していること、製造業以外の幅広い分野の経済活動に従事（しよう）していることが確認できた。全体としては、天然資源採取・出荷だけに依存しない多角的な経済構造や中小企業なども含めた足腰の強い地域経済の構築に向けて、良い方向に向かっていると考えるのではないかと。

また、時間軸の観点からも極東特区のレ

レジデントの特徴がいくつか明らかになった。まず、レジデントになる企業は大きく2つのグループに分けられ、1つは10年以上にわたって事業を行ってきた比較的事業基盤がしっかりしていると考えられる企業群であり、もう1つは、最近設立されたばかりの企業群である。後者の企業群は、特区制度を前提として設立された可能性があり、そうだとすれば、特区制度導入が起業促進につながっている可能性がある。他方で、上述のとおり、既存企業の「衣替え」や分社化にすぎない可能性もあり、さらなる検証が必要である。

特区での活動期間（契約期間）によっても、レジデントは大きく2つのグループに分けられる。約10～15年程度という期間で区切りを付けようとする終期設定型の企業群と、制度が続く限り活動を続けようとする永続性を前提とする企業群である。それぞれのアプローチの違いがどこから来ているのかは、特区制度の活用を通じた極東地域経済開発の今後の展望を占ううえで留意すべき重要なポイントになるだろう。

レジデントとして活動を始めたものの、事業計画を変更せざるを得ない場合もある。極東特区制度は、こうした場合の対応として、契約変更の手続きを用意している。極東 TOR では、半数近くの企業がこの手続きを利用しているのに対して、SPV では4分の1程度と、やや少ない。とはいえ、全体としてみれば、企業活動の柔軟性を保障する措置として、契約変更制度は有効に機能しているのではないかと考えられる。ただし、一定の柔軟性が用意されていても契約義務が履行できず、撤退をせざるを得ないケースもある。

#### 4. 撤退企業の概観

前節では、企業による特区制度の活用状況という肯定的側面に関して、極東特区の現状を他制度と比較しながら概観した。本節では、制度活用の裏側にある撤退という否定的側面に関して、TOR を中心にレジデント台帳や係争案件の裁判記録、現地報道などに基づき、概観してい

く。企業があえて特区の優遇措置に背を向けて撤退を決断する裏には、制度設計自体、あるいはその運用上の欠陥が潜んでいる可能性もある。したがって、企業の撤退に関する分析は、特区制度を評価する上で、不可欠の視点であり、重要な意義がある。

##### (1) 撤退（契約解除）の手続き

制度上、TOR および SPV でのレジデントは、最初に極東開発公社との間で事業実施に関する契約を締結して、事業を開始する。この契約は一定の手続きの下で契約期間満了前に解除することができ、そのことにより、当該企業はレジデントとして優遇措置を受ける資格を喪失する。本稿では、このことをもって「特区からの撤退」とみなすことにする。ただし、この撤退は必ずしも特区外への物理的移転（退出）を伴うわけではない。以下では文脈に応じ、より厳密な表現として「契約解除」を用いることもあるが、基本的には「撤退」と同義である。

TOR と SPV では、契約解除の手続き、要件等に関して若干の違いがある。TOR 法では、契約解除は双方の合意または裁判所の決定によってなされるのが規定されている（第15条1項<sup>12</sup>）。このうち、裁判所の決定によって契約が解除されるのは、一方が契約条項に対する重大な違反を行った場合であるとされている（同条2項）。そのうえで、重大な違反に当たるものとして、計画されていた事業を24カ月以内に実施しないこと、設計図書や敷地調査書を予定期日までに提出しないこと、計画された投資金額・期限を遂行しないこと、特区外に支店等を持つことの4項目が定められている（同条3項）ほか、これら以外にも当事者の合意に基づいて重大な違反にあたる事項を契約書に盛り込むことができる（同条4項）。同条1項から3項の内容は、極東・北極地域開発省が提示している標準的な契約様式<sup>13</sup>にも取り入れられており、法律の規定を当事者間契約で再確認する形式となっている。

契約解除手続と並んで重要なのは、精

算手続きである。後述するように、いくつかの事例では、違約金や費用弁償の問題が訴訟にまで持ち込まれている。この点について、TOR 法第15条5項は、基本的にレジデントの支出については返還されないものの、公社側に契約解除の原因がある場合には、返還（費用弁償）の可能性を残している。逆に、レジデント側に原因がある場合には、その責を負うこととされている。

SPV でも、契約解除は双方の合意または裁判所の決定によってなされること、このうち裁判所による契約解除は、一方が重大な契約違反を行った場合であることは、TOR の場合と同様である（SPV 法第13条1項および2項）。また、SPV 法の規定以外にも双方の合意に基づいて「重大な契約違反にあたる事項」を契約書に規定できること、契約解除後の精算に関する規定内容も TOR の場合と同様である（同条4項および5項）。

SPV が TOR と異なるのは、何をもち「重大な契約違反」とするかに関する法律上の規定ぶりである。SPV 法第13条3項では、計画されていた事業を24カ月以内に実施しないこと、および計画された投資金額・期限を遂行しないことの2項目のみを規定しており、TOR 法よりも2項目少ない。後述するように、制度運用の実態として、TOR に関してはこれまでの裁判を通じた契約解除事例のすべてにおいて、設計図書および敷地調査書の期限内未提出が重大な契約違反行為として認定されているのに対し、SPV に関しては裁判を通じた契約解除の事例自体が今のところ存在しない。すなわち、設計図書および敷地調査書に関する規定の有無が、TOR と SPV の両制度間での契約解除手法の選択（裁判を通じた解除を行うか否か）に影響を与えていると考えられるのである。

なお、以下では簡便のため、双方の合意に基づく契約解除を「自主的契約解除」、裁判所の決定に基づく契約解除を「強制契約解除」と表記することとする。

##### (2) レジデントの撤退状況

前掲の表10に示した通り、2019年6

<sup>12</sup> 契約解除の手続きについては、付録も参照。

<sup>13</sup> 標準的な契約様式の条項5.1にて規定（2015年2月27日付、極東・北極地域開発大臣命令第22号）。

月30日までに特区に入居した企業の内、2019年7月17日現在において、撤退した企業はTORにおいて38社、SPVにおいて43社、合計81社に及ぶ。レジデント数に占めるシェアはそれぞれ11.3%および3.25%である。制約の多いTORにおいて企業の撤退率がより高いことになる。さらに、その内、仲裁裁判所を通じた強制契約解除のケースがTORにおいて10件ある。SPVでは強制契約解除の事例はない。

表12が示す通り、撤退までの期間はTORにおいて平均618日、SPVでは538日であるが、その差はそれほど大きいとは言えない。しかし、図9を見ると、撤退の決断までの日数の分布が異なっている。TORでは、1~1年半と2~2年半の期間を頂点とする二峰性の分布であるのに対し、SPVでは、1年半~2年の間のレジデントが最も多い。

これまでのところ撤退までの期間が最も長かったのは、入居から40カ月で撤退

した「コムソリスク」の「エプシロン2社」(OOO Epsilon-2)である。同社は、TORに最初に入居した企業である。次いで、「ハバロフスク」の「トレクス社」(OOO Toreks, 38か月)、「カムチャツカ」の「ルスカヤ・ボダ社」(OOO Russkaia voda, 36か月)などがある。SPVでは、「トランスライン社」(OOO Translain, 33か月)、前述の「ポリマー・コンプレクス社」(32か月)、「ラススヴェト社」(OOO Rassvet, 32か月)などが長い。一方で、最も短期間に撤退判断を下したレジデントは、TOPでは、「ナデジジンスカヤ」の「沿海漁業産業クラスター」(OOO Primorskii Rybopromyschlennyi Klaster, 2か月)、「ハバロフスク」の「極東オプチマ生産建設会社」(OOO PSK Optima DV, 7か月)、SPVでは、「プレオブラジェンスキー・トロール漁港」(PAO Preobrazhenskaia baza tralovogo flota, 8か月)や「ポストーク・プスコナラトカ社」(OOO Vostokpuskonaladka, 9か月)などである。なお、撤退したTORの企業38社のうち、それに先立って極東開発公社と合意の上で契約変更した企業は12社(31.6%)、SPVに関しては43社中5社(11.6%)である。契約変更をしても、事業の存続が困難である、または、特区の優遇制度が有効でない、と判断した可能性が考えられる。SPVに入居した企業は、契約見直しをすることなく、早めに見切りをつけて迅速に撤退を判断する傾向があると言えよう。

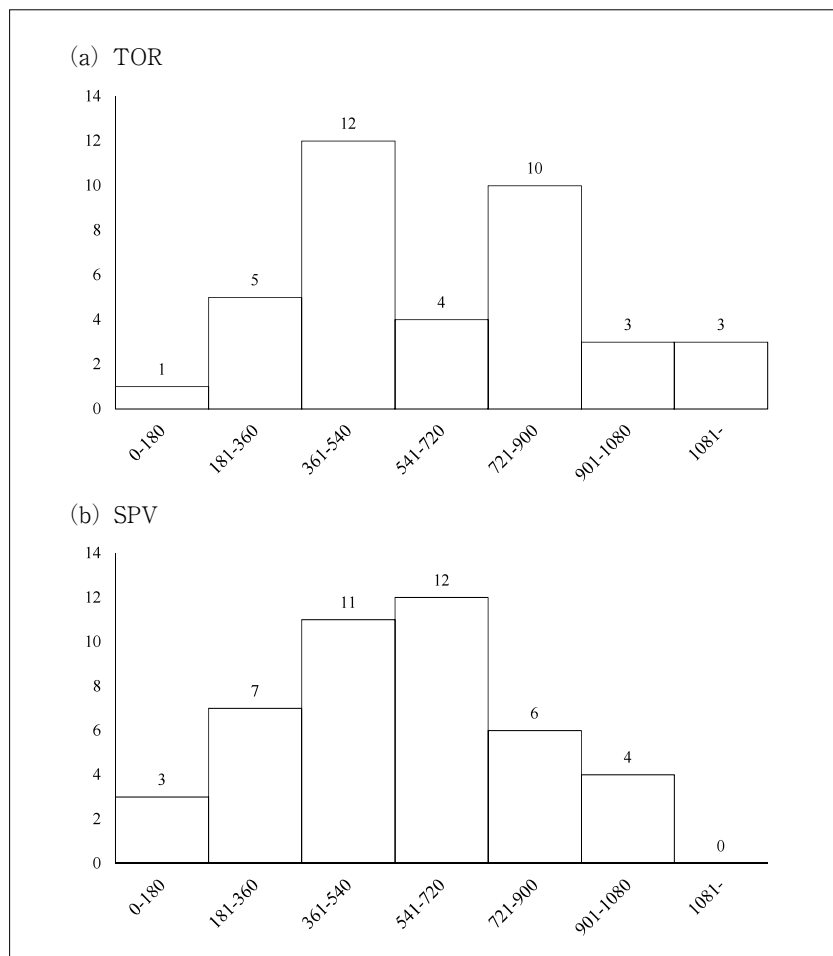
表12 特区事業契約締結から契約解除破棄までの日数<sup>1)</sup>

	企業数	平均	中央値	標準偏差	最大	最小
TOR	38	634	567	283	1203	72
SPV	43	550	556	237	986	137
Total	81	558	510	242	1089	72

出所：極東開発公社ウェブサイト(2019年7月17日アクセス)で公開されているTOR・SPVレジデント台帳に基づき筆者作成

注：1) 2019年6月30日までに特区に登録したレジデントに関する集計値。

図9 特区事業契約締結から契約解除までの日数(社)



出所：極東開発公社ウェブサイト(2019年7月17日アクセス)で公開されているTOR・SPVレジデント台帳に基づき筆者作成

### (3) TORレジデントの撤退事例

レジデントの撤退の背景や事情などから、制度自体あるいはその運用上の欠陥の有無を探るのが本稿の目的の一つであるが、残念ながらこれまで参照してきたレジデント台帳上には、自主的契約解除か強制契約解除であるかの区別以外に、契約解除に至った理由を示唆する内容は記載されていない。

そこで、以下では強制契約解除の個別事例に関して判決文や現地報道などの周辺情報を収集・分析することによって、TORレジデントが撤退に至る背景を考察していく。ただし、企業進出とは異なり、撤退の際にプレスリリースが行われることはまれなので、報道も限定的である点に留意が必

要である。報道されるのは、特区側がそれをアピールしたい場合か、報道機関が特別な事情を認識したケースが中心となるので、これらの事例からの知見を一般化することには慎重であるべきだろう。一般的に撤退の事情として想像されるのは、資金調達に難航するなどして事業計画を断念するという進出企業側に原因があるケースだが、こうした単純なケースは（初期の案件はともかく）ニュースとしての価値は低いと思われる。そうではないケースが主に報道されていると考えるべきだろう。

さて、TOR 進出企業のうち、第1号、第2号の進出企業がいずれもすでに撤退していることが持つ意味は小さくないと思われる。まず、これら2社の事例を詳細に見てみよう。

「エプシロン2社」社は、2015年9月30日付でレジデントとなった TOR 進出第1号の企業である。コムソリスク・ナ・アムール市内の TOR「コムソリスク」で、同市内にある航空機工場向けの部品製造を行う計画であった。同市の基幹産業において、クラスター形成につながる可能性を持つプロジェクトで、成功すれば他の手本ともなりうるものであった。しかし結局、実質的な進展がないまま撤退が決まった。同社は、登録から半年も経たない2016年2月に、当初予定していた「パルス」地区から「アムールリトマシ」地区への第1期工場建設地の変更を発表した。「コムソリスク」は、それぞれ離れた3つの地区から形成されており、このうち「パルス」地区は空地に新たに工業地区を建設するグリーンフィールド型であり、「アムールリトマシ」地区は同名の既存工場の一角を転用して新たな生産拠点にするというブラウンフィールド型の地区である。筆者の一人が2016年3月に行った現地調査では、「パルス」地区のインフラ整備が遅れていて、整備の見通しも明確ではなかった（新井・斎藤、2016）。このことを踏まえると、事業開始を急ぎたい企業の立場からすれば、計画地の変

更は順当なものであったといえよう。問題は、この方針変更によっても事業は進展しなかったという点である。その後の展開の詳細は不明であるが、公開されている仲裁裁判所の判決文<sup>14</sup>によれば、同社は結局パルス地区に戻る判断をした。2016年12月にパルス地区の一角の土地（約8万平方メートル）につき公社との間で賃貸借契約を締結したが、その地代の支払いを滞納したため、極東開発公社から提訴され、2017年11月に延滞料等も含めて50万ルーブル強の支払い命令を受けた。同社が直面していた問題は、主要な顧客として想定していた航空機製造会社から部品発注の確約が得られなかったことだと報じられている<sup>15</sup>。とはいえ、同社としては自主撤退の道は選ばず、公社からの提訴に基づく仲裁裁判所の決定（2018年12月14日）による強制契約解除となった。その際、計画事業費の0.01%にあたる71.75万ルーブルの違約金支払いが命じられた。さらに、同社はもう一度公社から提訴され、2019年4月の判決で計画事業費の0.1%にあたる717.5万ルーブルの違約金支払いも命じられている。前者の違約金は契約締結後24月以内に事業を行わなかったことに対するものであり、後者の違約金は計画（金額・時期）とおりの投資を実施しなかったことに対するものである。いずれも、当該契約に定めた規定に基づいて算定された金額である。

進出第2号の企業である「トレス社」は、TOR「ハバロフスク」のラキトノエ地区において、約45億ルーブルを投資して、年産35万トン規模の電炉を建設・操業することを計画していた。ところが、同社はコムソリスク・ナ・アムールで企業再生手続き中であつた「アムールメタル社」（OOO Amurmetall）を2017年秋に買収して、そちらに注力することになった。そのことについては、ハバロフスク地方行政も理解を示していた<sup>16</sup>。その後の経過は不明であるが、いずれかの時期に同社は自主撤退を

決めた模様で、結果的には自主的契約解除（2018年11月12日）に至った。しかし、契約解除に伴う精算処理は円滑に進まなかったとみえ、極東開発公社が費用弁償と違約金の支払いを求めて、仲裁裁判所に提訴した。2019年3月7日の判決は公社側の訴えを認め、電力供給およびガス供給の準備のために公社が支出した費用のうち約1950万ルーブルと違約金約500万ルーブルを、トレス社が公社に支払うことなどを命じた。費用弁償の額は、公社がコンサルタントに発注した特区向け配電、ガス配送設備の設計業務費用を、地区全体の容量とトレス社の申請容量の比を用いて案分して算定されている。違約金の計算根拠は、上述のエプシロン2社の場合と同様に計画事業費の0.1%と0.01%を合計した額である。

以上の2つの事例は、複数の問題の存在を示唆している。紙幅の制約もあるので、ここでは2点のみ取り上げたい。1つは、公社による土地提供やインフラ整備の遅れに係る問題であり、もう1つは撤退にあたっての精算の問題である。

撤退企業に関するさまざまな報道からは、エプシロン2社以外にも、主にグリーンフィールド型の TOR において、土地提供やインフラ整備の遅れが（撤退の直接の理由ではないにせよ）レジデントの活動に影響を及ぼしている事例が散見される。例えば、「ナデジジンスカヤ」の「サト社」（OOO SATO）および「ラオルス・プロダクト社」（OOO Laorus Produkt）、「ハバロフスク（ラキトノエ地区）」の STK 社および「ネバダ・ハバロフスク社」（OOO Nevada-Khabarovsk）、「ポリショイ・カメニ」の「ザイムカ社」（OOO Zaimka）などが、土地提供やインフラ整備の遅れで事業計画の延期、休止、撤退などに追い込まれたことが報じられている<sup>17</sup>。「コムソリスク（パルス地区）」、「ハバロフスク（ラキトノエ地区）」および TOR「ナデジジンスカヤ」は、いずれもグリーンフィールド型の特

<sup>14</sup> 小森田（2011）によれば、ロシア連邦の裁判制度における仲裁裁判所は、経済紛争等を扱う国家的裁判所である。裁判外で仲裁判断を行う、いわゆる商事仲裁機関ではない。仲裁裁判所の決定は判決としての効力を持つ。

<sup>15</sup> East Russia、2017年10月23日付、「Pervyi isk - pervomu v spiske」:<https://www.eastrussia.ru/material/pervyy-isk-pervomu-v-spiske/>。

<sup>16</sup> Khabarovskii Krai Segodnia、2018年5月11日付、「V vykhode "Toreksa" iz TORa "Khabarovsk" net negativna i osovoyi novosti」:<https://todaykhv.ru/news/economics-and-business/12954/>。

<sup>17</sup> 報道の時期からして、必ずしも直接的に撤退の理由となっているわけではない。各社の事業計画の簡単な内容、当該報道内容等については、新井（2019）を参照。

区であり、インフラ整備の遅れが課題となっていることが浮き彫りとなった。もちろん撤退せずに残留している企業の方が多数なので、インフラ整備の遅れが決定的な障害とは言えない。ただし、残留企業においても、事業計画の変更を余儀なくされているものと想像される。この点については、今後改めて調査、分析してみたい。

もう一つの、撤退に伴う精算の問題を分析するには、強制契約解除の事例における仲裁裁判所の判決が参考になる。判決文がインターネット上で公開<sup>18</sup>されており、その中において違約金や費用賠償の金額やその算定根拠などが示されているためである。そこで、まず、強制契約解除のケースの全体像を確認しておこう。表13<sup>19</sup>は、TOR 撤退企業のうち、強制契約解除となった10件すべてを一覧にしたものである。極東開発公社は、2018年4月に3社を相手に初めて裁判所を通じた契約解除の手続きに踏み込んだ。このうち、最も早いケースである「極東農業会社」(OOO Dal'nevostochnaia sel'skokhozhaistvennaia kompaniia、44番)では、提訴から4カ月後に契約が解除され、これが裁判を経て契約解除に至った最初の事例となった。提訴から契約解除までの期間が最も短かった事例は、サマルガ・ホールディング(OOO Samargakholding、82番)の事例で88日間だった。また、特区進出(登録)から最も早く提訴されたのは前述のザイムカ社(183番)で、登録から10カ月経過しないうちに提訴されている。

表13のとおり、強制契約解除に至った10件のすべてにおいて、設計図書および敷地調査書をあらかじめ合意した期日までに提出しなかったことが、解除事由(の1つ)となっている。それ以外の解除事由が付加されているケースは2件ある。それぞれ、契約日から24月以内に事業を実施しなかったこと(1番のエプシロン2社)、計画通りに投資を行わなかったこと(82番のサマルガ・ホールディング社)という解除事由である。TOR 法15条3項に定められた4つ

の事由のうち、特区外に支店等を持つことを解除事由とされた事例は存在しない。

次に、契約解除に伴う精算の状況について確認してみよう。10件のうち7件では、当該判決で支払いを命じられた支出額は、訴訟手続費用(敗訴側が負担)のみであり、その金額は6000~23350ルーブルと少額である。他の3件では、違約金の支払いも命じられているが、その金額は投資計画額の0.01%であり、さほど大きくはない。この点だけを見れば、撤退のコスト(ハードル)はさして高くはないと言える。

ところが、前述のエプシロン2社やトレクス社の事例からもわかるように、契約解除訴訟とは別に違約金や費用弁償を支払う事例がある。しかも違約金の金額算定にあたり、投資計画額の0.1%という算定式を適用していることもある。訴訟に至らずに違約金等を支払っているケースもあるはずな

ので、投資計画額の0.1%を超える金額を負担して撤退した企業は他にもあると思われる。

金銭的負担の大きさは別の問題であると指摘できるのは、金額算定の不透明さである。契約解除時にレジデントが支払うべき違約金算定に適用される料率については、極東・北極地域開発省が公開している標準的契約様式には明記されていない。観察できた少数の事例からわかるのは、0.1%および0.01%という料率が標準設定されているらしいという点である。エプシロン2社およびトレクス社では、24カ月以内に事業を実施しなかったことに対して0.01%の料率が、計画期間・金額のとおり投資を実行しなかったことに対して0.1%の料率が適用されている。ところが、サマルガ・ホールディング社の場合は、同様に計画どおりの投資を実行しなかったことが

表13 仲裁裁判所の判決による撤退(契約解除)企業の一覧

番号	社名	登録日	提訴日	契約解除日	解除事由	違約金(上) 訴訟手数料(下) (ルーブル)
1	エプシロン2 (OOO EPSILON-2)	2015年 9月30日	2018年 4月6日	2019年 1月15日	①、②	717,500 23,350
39	ルスカヤ・ボダ (OOO Russkaia Voda)	2016年 3月31日	2018年 10月26日	2019年 3月25日	②	なし 6,000
42	ダリストロイトルゲ (OOO Dal'stroitorg)	2016年 4月21日	2018年 4月6日	2018年 9月7日	②	なし 6,000
44	極東農業会社 (OOO Dal'nevostochnaia sel'skokhozhaistvennaia kompaniia)	2016年 4月21日	2018年 4月6日	2018年 8月6日	②	なし 6,000
67	極東生産会社ハリブス (OOO Dal'nevostochnaia proizvodstvennaia kompaniia "Khalibs")	2016年 8月5日	2018年 12月3日	2019年 3月1日	②	なし 6,000
82	サマルガ・ホールディング (OOO Samarga-kholding)	2016年 9月2日	2018年 6月1日	2018年 10月1日	②、③	599,500 20,990
100	レドストロイ (OOO LedStroi)	2016年 12月16日	2018年 12月25日	2019年 5月23日	②	なし 6,000
105	ラオルス・プロダクト (OOO Laorus Produkt)	2016年 12月26日	2018年 12月4日	2019年 4月17日	②	なし 6,000
183	ザイムカ (OOO Zaimka)	2017年 10月6日	2018年 7月20日	2019年 1月24日	②	6,936.71 8,000
190	アリエリ (OOO Ariel')	2017年 10月17日	2018年 11月30日	2019年 3月11日	②	なし 6,000

出所: 仲裁裁判所の裁判記録に基づき筆者作成。(https://kad.arbitr.ru/)

注: 解除事由欄=①24か月以内事業実施義務違反、②敷地調査書・設計図書提出期日違反、③投資金額・期限違反(説明は本文および付録を参照)。

<sup>18</sup> 仲裁裁判所データベース: https://kad.arbitr.ru/。

<sup>19</sup> なお、同表は強制契約解除にまで至った10社を掲載したものであり、これら以外にも仲裁裁判所に提訴したが契約解除に至っていない、現在訴訟進行中のケースがあると思われる。このような事例については追跡調査中である。

認定されながらも、そのことに対する違約金支払いは命じられていない。他方で、同社は設計図書および敷地調査書の未提出に対して0.01%の違約金支払いを命じられている。同様の事由を根拠として違約金支払いを命じている事例は、他にザイムカ社の1件があるのみで、大多数は当該の事由は違約金対象となっていない。これらの不統一は、個々の契約の内容の違いによるものなのか、その適用の違いによるものなのか、不明であるが、いずれにせよ制度および運用の不安定性を感じさせる。

強制契約解除の事例に関連して、もう一つ注目すべき点は、公社とレジデントが争った事例ではいずれも公社の主張が認められているということである。「ナデジジンスカヤ」のラオルス・プロダクト社（105番）は、公社側からの土地提供および都市計画決定が遅れたことが設計図書・地質調査書提出遅れの理由だとして争ったが敗訴した。これを不服として、控訴審、さらには破毀審で争ったがいずれも敗訴した。また、「ポリショイ・カメニ」のザイムカ社は、インフラへの接続が提供されなかったこと等を指摘して争ったが敗訴した。判決文の中では、TOR 制度上で公社の責務となっているインフラへの接続が行われなかったという事実を認定しつつも、「法は自助努力を妨げていない」との論拠で、企業側の訴えを退けている。判決文からは、同社が事業計画の中で自費でのインフラ接続を計画していたらしいことが読み取れるが、企業側にとっては厳しい判断のように思われる。

#### (4) 小括

本節では、主に TOR からのレジデントの撤退の状況を概観してきた。限られた情報の中から確認できたいくつかの事実と、新たな疑問が生まれしてきた。

まず、グリーンフィールド型の TOR を中心に、土地提供やインフラ整備の遅れがレジデントの事業計画に影響し、それが撤退にまで至るケースがあるという点である。TOR への企業誘致を積極的に進めながらも、受け入れ準備が遅れている実態が見てとれる。この問題は、今後、ある程度

解決に向かうと予想されるが、現状において、多くの企業に事業計画の見直しを迫っていると考えられる。制度の立ち上げにあたって準備が不十分であった可能性は否定できない。

撤退にあたっては、違約金など金銭的な負担が生じる場合があることが判明した。事例数としては、実質的な金銭的負担が生じるのは少数派ではあるが、金額の算定法に揺れがある点は問題となりうる。やや誇張が過ぎるかもしれないが、こうした細部の制度運用等が、制度全体に対する安心感を損なうことにもなりかねない。

強制契約解除の事例では、レジデント側が争った事例とそうでない事例がある。争った事例では、公社側の非を認めない判決となっている。上述の通り、インフラ整備等が遅れているにも関わらず、そのことが裁判において問題とされないことは気がかりである。「レジデント・ファースト」という看板が見せかけに過ぎないのではないかという疑問を抱かせる。

そもそも、事業推進が計画より遅れた場合、変更契約（追加契約）を締結することで期限を遅らせることができるはずであり、撤退する意思がないのであれば、提訴される前に変更契約を持ち掛けることもできたはずである。裁判で争った企業はなぜその様な選択をとらなかったのか、という背景には、特区制度の根幹に係る問題がひそんでいる可能性もあり、詳細に調査する必要があるだろう。

他方、レジデント側が争ってない事例に関しては、なぜ双方合意による自主的解除に至らなかったのかは判然としない。

## 5. おわりに

本稿では、極東開発公社が公開している極東特区のレジデント台帳に掲載されている情報に基づき、どのような企業がどのような形で TOR や SPV といった特区制度を活用（しよう）しているのかを概観してきた。

ここで詳細を繰り返すことは避けるが、いくつかの重要と思われる知見をまとめておきたい。まず、レジデント数の点では、企業

による極東特区の活用状況は、他の特区制度と比べて著しく遅れているとは言えない。こうした中で、極東で特徴的なのは、多様な企業がレジデントとなっており、また複数の事業を手掛けようとするレジデントも相当数あるという点である。この点は、天然資源採取・出荷だけに依存しない多角的な経済構造や中小企業なども含めた足腰の強い地域経済の構築に向かう肯定的な側面として評価できるであろう。

他方で、SPV の場合はウラジオストク市への集中という地理的な偏在性が観察される。さらに、不動産業への集中も顕著である。輸出志向の製造業の振興を目指した当初の目論見とは違ってきた現実も垣間見られる。レジデント数の増加だけを喜んではいけない。

さらに、本稿において行った企業撤退に関する詳細な事例分析は、特区の問題点を考えるヒントを与えるものとなっている。グリーンフィールド型の TOR では、官側が整備すべきインフラ整備の遅れがレジデントに影響を及ぼしている例など、いくつかの問題点が明らかになった。特区事業契約の解除（撤退）という後ろ向きの手続きにおいて、追い打ちをかけるかのようなレジデント側に不利な扱いがなされている可能性も示唆される。企業側に安心感を与えられるような制度の改善、運用の改善が必要であろう。

以上のように、現実に起きている現象については、さまざまな知見を得ることができた。他方で、なぜそのような現象が起きているのか、どのようにすれば肯定的な動きを促進し、否定的な動きを抑制できるのかといった問題については、本編においては、ほとんど手付かずである。本稿の中で、いくつか仮説的な解釈や疑問点を提示してきたが、あくまでも推測の域を出ないものであり、より慎重な検証に付されなければならない。レジデント台帳データと企業の財務状況などの外部データを統合して包括的なデータベースを構築し、それをを用いた仮説の実証的な分析を進め、極東開発にとって意義のある政策的含意を導き出すことが今後の課題である。

## <参考文献>

- Arai, Hirofumi (2019). "New Instruments Attracting Investment into the Russian Far East: Preliminary Assessment." *Spatial Economics*. vol.15, no.1, 2019, pp. 157-169, doi:10.14530/se.2019.1.157-169.
- Kononvalova, Tat'iana Aleksandrovna, and Savel'eva Mariia Andreevna (2018). "Analiz effektivnosti deiatel'nosti osobykh ekonomicheskikh zon na territorii Rossiiskoi Federatsii," *Voprosy ekonomiki i upravleniia*, Vol.14, No.3, pp.28-32.
- Korporatsiia razvitiia Dal'nego Vostoka (KRDV) (2018). *Otchet AO KRDV za 2018 god*: <https://erdc.ru/upload/krdv-report-2018.pdf>.
- (2019). *Журнал АО «КРДВ»*, No.4, June, 2019.
- Osipov, Vladimir Aleksandrovich (2018). "Osobyie ekonomicheskie zony kak resurs intensivifikatsii ekonomicheskogo razvitiia: rossiiskii i belorusskii opyt," *Otkhody i resursy*, Vol.5 (4).
- Popov, Vladislav Ruslanovich (2019). "Osobyie ekonomicheskie zony kak instrument upravleniia innovatsionno-industrial'nym razvitiem ekonomiki regiona," *Colloquium Journal*, Vol.26 (2), pp.49-56.
- Sevastianov, S. V., D. A. Reutov, and Xuezhuo Nian (2018). "Pervyi opyt primeneniia rezhimov TOR i SPV v Rossii i eksperimental'nykh ZST v Kitae," *Oikumena*, No.4 (2018), pp.96-108.
- Stetsiuk, V.V. (2018). "Ekonomicheskii analiz vliianiia realizatsii proektov 'territorii operezhaushchego razvitiia i svobodnyi port Vladivostok' na sotsial'no-ekonomicheskoe razvitie sub'ektov Dal'nego Vostoka," *Vestnik Tomskogo gosudarstvennogo universiteta. Ekonomika*, No.44, pp.104-124.
- 新井洋史 (2019) 「ロシア極東の特区における企業撤退に関する情報」、ERINA 北東アジア情報ファイル (EJ1901)、2019年9月: <https://www.erina.or.jp/activities/research/file/>。
- 新井洋史・斎藤大輔 (2016) 「新たな極東地域開発政策に対応したビジネス展開の現状」『ERINA REPORT』、第131号、2016年8月、pp.17-33。
- 新井洋史・志田仁完 (2018) 「ロシアの対アジア経済政策の最近の動向」『ERINA REPORT (PLUS)』、第143号、2018年8月、pp.14-21。
- 小森田秋夫 (2011) 「変貌するロシアの司法制度 (その2)」『ロシア・ユーラシアの経済と社会』、No.949、2011年9月、pp.2-16。
- 菅沼桂子・志田仁完 (2019) 「極東経済特区への外資進出状況:TORを中心に」『ERINA REPORT (PLUS)』、第149号、2019年8月、pp.27-33。
- 服部倫卓 (2011) 「ロシアの経済特区の特質」『比較経済研究』、第48巻2号、pp.29-40。
- 服部倫卓 (2015) 「ロシアの工業団地と経済特区の概観」『ロシア NIS 調査月報』、2015年4月号、pp.6-17。

## 付録 TORとSPVへの特区事業契約の締結・変更解消に関する法規定の概要

TOR および SPV は、それぞれ2014年12月29日付第473連邦法「ロシア連邦における先行社会経済発展区について」(TOR 法) と2015年7月13日付第212号連邦法「ウラジオストク自由港について」(SPV 法) を根拠法としている<sup>20</sup>。

TOR 法と SPV 法ともに、特区事業契約の締結・変更・解消に関わる規定に、1章分が充てられている(それぞれ第4章および第3章)。TOR では、第12条 (SPV は第10条) においてレジデント (入居者) の活動の一般規定が、第13条 (同第11条) においてレジデントの地位の取得と解消に関する規定が、第14条 (同第12条) において特区事業契約の内容と条件が、第15条 (同第13条) において特区事業契約の変更と解消についての規定が、第16条 (同第14条) において特区事業契約解消の結果についての規定が示されている。これ

らの規定に加えて、TOR 法では、第17条において、TOR での事業活動に適応される特別な法体制が既定されている。

以下では、紙幅の都合により逐語訳はせず、TOR 法と SPV 法の相違に留意しながら、特区事業契約に直接関係する法律の内容を簡単に整理しておく。規定が TOR と SPV の両方に関わる場合、「特区」という用語に集約する。また、法律上規定されている「所管連邦機関」として極東・北極地域開発省が、「管理会社」として極東開発公社が指定されている。

### (1) レジデントの活動の一般規定

- 特区レジデントは、当該特区根拠法やその他の法規定、特区事業契約に従って活動する。
- TOR のレジデントは、特区域外に支店や代表部を持つことはできない。租税法令の定めるところにより「地域投資プロジェクト」の地位を持つ組織は、TOR のレジデントになることはできない。TOR のレジデントは、水法典やその他の法

規に従い、水域とその一部を利用する権利を有する。

### (2) レジデントの地位の取得及び喪失の手段及び根拠

- 特区のレジデントの地位の取得を目指す個人事業主または法人は、管理会社に申請書を提出する。
- 申請書には、以下の内容が記載される: 特区における事業活動の種類、活動を行う予定である土地や不動産の住所、特区における活動の期間。TOR に関しては、活動に必要な資産についての情報、活動に必要な資源 (水、ガス、熱など) の量・種類などの情報も必要である。SPV に関しては、保稅区の関稅手續きの適用に関する情報も必要である (保稅区制度を用いる場合)。
- 添付書類: (法人の場合) 定款の写し、当該特区根拠法の規定に従った事業計画、法人・個人事業主の国家登録証書と稅務登録証書の写し、(外国人の場合) 個人・法人の自国における国家

<sup>20</sup> TOR は2019年7月26日付改正法: <http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&nd=102365301>; SPV は2019年7月26日付改正法: <http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody=&firstDoc=1&lastDoc=1&nd=102376003>。



登録のロシア語翻訳。

- 申請書の様式は所管する連邦機関が規定する。
- 管理会社は、申請受領後15営業日以内に、申請書・提出書類・事業計画の審査と評価を行う。事業計画の評価は、各特区の監督会が設定した基準に従って行われる。管理会社は、契約を締結できるか、契約を拒否するか決定する。
- 特区事業契約の締結を拒否する事由: 申請書に不備がある場合、計画される事業活動の種類が特区の規定に対応しない場合、所管連邦機関が設定した要件や監督会が設定した基準に事業計画が合わない場合、法人が破産・再編・清算した／手続き中の場合、過去1年間に於いて資産額の25%を上回る税・手数料・強制保険料の未納や債務がある場合。以上の他に、TOR に関しては、TOR 領域内に利用できる資産や空いている土地区画がない場合、予定投資額が規定に合わない場合、SPV に関しては、申請者がSPV 域外で国家登録した個人・法人である場合に、契約の締結が拒否される。
- 管理会社は、入居契約を拒否する際に、その根拠を示す。管理会社は決定から10営業日以内に、そのことを申請者と所管連邦機関に通知する。申請者は、この決定に対して、規定の方法で期間内に、所管連邦機関または裁判所に訴えることができる。
- 管理会社は、契約を締結できるという決定を、10営業日以内に申請者と所管連邦機関に通知する。TOR に関しては別途、以下の規定がある: 申請者(個人・法人)の居住地や所在地がTOR である場合には、契約は申請者と締結される。それ以外の場合には、申請者がTOR 内に設立した法人との間で締結される。SPV に関しては別途、以下規定がある: 決定から30日以内に、契約書草案を作成し、申請者に送付する: 契約締結から2営業日以内に、管理会社は所管連邦機関に契約書の写しを提出する。
- 管理会社は、TOR の特区事業契約締結後3営業日以内に、レジデントをレジデント台帳に追加する。SPV の場合は、

所管連邦機関が5営業日以内に行う。

- 特区事業契約は、申請書に記載された期間で締結されるが、期間延長の可能性を規定できる。契約期間は特区の設立期間を上回ってはならない。
- レジデント台帳へ追加された日から、当該個人事業主または法人はレジデントであると見なされる。
- 管理会社はTOR のレジデントに入居登録証書を発行する。SPV の場合は、所管連邦機関が発行する。
- 管理会社は、個人事業主または法人のTOR 入居登録から3営業日以内に、それぞれの居住地または所在地を所管する税務機関に登録情報を報告する。SPV の場合は、所管連邦機関が報告する。
- 当該TOR において保税区分関手続が適用される場合には、管理会社はTOR への入居登録から3営業日以内に登録情報を税関当局にも報告する。SPV の場合は、レジデントが保税区分関手続の適用を申請している場合に、所管連邦機関が登録当日に電子的に税関当局に報告する。
- 管理会社 (SPV の場合は所管連邦機関) は、税務機関と関税機関に特区事業契約の写しを送付する。また、契約延長の場合には、追加契約の写しを送付する。
- 特区のレジデントが地位を喪失した場合、それぞれ、契約期間終了日、双方合意による契約解除日、または契約解除に関する裁判所の決定が有効になった日のいずれかの日から、TOR の場合は管理会社が3営業日以内に、SPV の場合は所管連邦機関が5営業日以内に、レジデント登録簿に契約解除を記録し、TOR の場合は同期間内に、SPV の場合は当該決定日当日に関係機関(税務・税関)に通知する。

### (3) 特区事業契約の内容と条件

- 特区事業契約は、個人事業主・法人と管理会社の間で締結される。
- 契約期間において、レジデントは、契約に規定された活動を行う義務を負う。その義務には、契約書に規定した金額・期間のとおり固定資本投資を実行す

るなどをはじめとする投資活動が含まれる。TOR の場合には、管理会社は、TOR 法で委任された事務を遂行する義務を負う。その義務には、必要に応じて土地を提供(譲渡または貸与)すること及びその他の資産を売買・貸与が含まれる。

- 特区事業契約には、その他の権利義務を規定することができる。
- 特区のレジデントは、契約に基づく義務と権利を他人に譲渡することはできない。
- レジデントは、所有するインフラ建造物に立ち寄る許可を所管連邦機関 (SPV の場合は管理会社) の担当者に与え、監督に必要な情報を提供するなど、所管連邦機関(同上)の行う契約履行状況の監督業務に協力する。
- TOR 法にのみ記載されている規定: 特区事業契約に、外国人労働者の比率が含まれる。この比率は、連邦法によって規定された方法で採択された監督会の決定を考慮して決まる。契約書に、双方の義務の不履行または不適切な履行に対する責任が規定される。TOR 内の資産の賃貸契約は、レジデントと管理会社の間で特区事業契約の期間内において締結される。資産賃貸契約書の標準的様式及び賃料の算定方法は所管連邦機関が決定する。特区事業契約の標準的様式は連邦政府が定める。自身が建設した不動産建造物の所有者は、連邦法令の定めるところにより、当該建造物が立地する土地区画を買い取る権利を有する。
- SPV 法にのみ記載されている規定: 特区事業契約に規定されていない活動については、連邦法令の定めるところにより、SPV 法による政府支援措置を受けずに実施することができる。

### (4) 特区事業契約の変更と解除

- 追加契約によって、特区事業契約の内容を変更することができる。追加契約は、当該特区根拠法が規定した特区事業契約と同じ形式と要件に従って、締結される。
- 特区事業契約の解除は、双方の合意の下で、または裁判所の決定によって認

められる。契約条件に対する重大な違反または当該特区根拠法に定めるその他の根拠に基づいて、契約当事者の一方の要請に基づき、裁判所によって契約解除される場合がある。

- レジデントによる重大な契約違反: 契約締結から24か月において、契約に規定された活動を実施しない; 契約で取り決めた投資額・期間をはじめとする投資活動を行わない。TOR の場合の追加的規定: 契約で規定した期日までに、事業計画の実施に必要であり、管理会社が鑑定するために必要な設計文書・敷地調査の結果が提出されない場合; TOR 域外に支店や代表部を持った場合。
- 入居契約には、重大な契約違反と認め

られるレジデントと管理会社のその他の行動が規定されうる。

- 特区事業契約が解除された場合、その理由が管理会社による不適切な契約履行でない限り、活動実施に関連した費用は償還されない。レジデントによる契約上の義務不履行、または不適切な履行があった場合は、連邦法および特区事業契約に規定されたその他の責も負う。

#### (5) 特区事業契約終了の結果

- 契約終了により、レジデントの地位は消失する。
- レジデントの地位を喪失した者は、連邦法令や特区事業契約に他の規定がな

ければ、特区で事業を行う権利を有する。

- レジデントの地位を喪失した者は、次に定める保税区分関手続中の商品・製品を除いて、民法の定めるところにより、自身の裁量で、特区領域内にある動産および不動産を処分できる。
- レジデントの地位を喪失した際、保税区分の通関手続中の商品、そのような外国物資を用いて製造（獲得）された製品の処分は、TOR の場合は関税同盟の関税法に従って、SPV の場合はユーラシア経済連合の法律に従って、行われる。

## 謝 辞

本稿の執筆にあたり、平成30年度共同利用・共同研究拠点プロジェクト『スラブ・ユーラシア地域（旧ソ連・東欧）を中心とした総合的研究』（北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター）から支援を受けた。また、菅沼桂子氏（日本大学）およびカン・ビクトリヤ氏（帝京大学）から有益な助言を受けた。記して謝意を表したい。